

地域と農業

会報

第 64 号

Jan. 2007

Winter

特集 平成18年度農業総合研修会講演

「農業・農協をめぐる最近の情勢と

独占禁止法適用問題」

札幌でのご宿泊なら
いつも安心・快適な

ホテルノースイン札幌
北農健保会館へ

1 冬割ツイン・和室プラン **素泊り**

一室2名以上のご利用で

お一人様 **¥2,500~**

2 Sルームプラン **限定10室**

バス・トイレ付のシングルルームでの
お泊まり 朝食付きのお得なプラン

¥5,000~

3 団体宿泊プラン **平日・日曜日限定、一括払い**

同一日に**10名以上**で宿泊すると冬季基本料金の**10%OFF**(2,250円~)、
さらに会議室を利用すると会議室料金を**30%OFF**

- ・ほかの割引制度との併用は不可。
- ・**団体宿泊プラン**は土曜日・祝祭日の前日及び当ホテルの指定日は除外日となります。
- ・団体宿泊プランは宿泊ポイントの対象にはなりません。

期間 平成18年10月1日~19年5月31日

ホテルノースイン札幌
北農健保会館

〒060-0004 札幌市中央区北4条西7丁目

電話ご予約 011-261-3270 FAX 011-261-3298

<http://www.hokunoukenpo.or.jp/kaikan/>

FC e-Front runners

農産物の品質を支える
新しい「営農支援」。
富士電機の提案です。

モバイル端末を活用するなど、
新しい情報システムが農産物の品質を支えます。

- モバイル病害虫防除支援システム
- 圃場巡回情報管理システム
- 生産者管理台帳
- 圃場管理システム
- 栽培履歴管理システム
- トレーサビリティシステム
- 農地地図情報システム
- 選別施設情報システム

富士電機の営農支援システム

モバイル病害虫防除支援システム
JA長野県営農センター様と共同開発
7月から運用中!

地域と農業

Vol .64

表紙写真：弟子屈町
提供：山田 精一



目次

2

みる
観 察

協同という生き方

(社)北海道地域農業研究所 所長 太田原高昭

4

特 集

平成18年度農業総合研修会講演
「農業・農協をめぐる最近の情勢と
独占禁止法適用問題」

東京農工大学 名誉教授 梶井 功

40

Essay

Uターン就農・・・我が家の場合～その4
「胃袋でつながる絆」

畑作農家 (十勝・清水町) 森田 里絵

44

レポート

「手習い」イギリス文化論 第6回
～「ことば」から手繰る～

(独)日本学術振興会 特別研究員 小林 国之

53

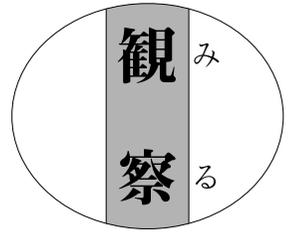
連載No.47

あのマチこのムラ地域おこし活躍中
愛別町の事例

(社)北海道地域農業研究所 専任研究員 井上 誠司

63

掲示板・DATA FILE



協同という生き方

(社) 北海道地域農業研究所 所長 太田原 高昭

日本の社会は壊れ始めているのではないだろうか。親が子を殺し、子が親を殺す。学校ではいじめられた子供が自ら命を断つ。

会社ではリストラ目標を達成するために社員を地下室に閉じ込めて退職に追いやる。勝ち組、負け組などという亡国のことばが流布し、セレブとワーキングプアが対照を描く。

こんなニュースばかり流されると新聞を読むのもテレビを見るのもいやになる。それだけならよいが、しまいに長生きするのにも御免蒙りたくなる。年寄りが早く死ねば、年金も健康保険も助かるのかもしれないが、肝心の若者が世をはかなくて閉じこもり、ニートに逃げる。もちろん年金も健康保険も払わない。若者が希

望を持ってなくなった社会は確実に壊れて行くだろう。

こんな世の中にだれがしたのか、原因を追及していくと「市場原理」「競争原理」という文字が浮かび上がり、得々とそれを説く政治家や学者の顔がみえてくる。かつてはヒューマニズムといういいことがあつたが、この人達はみごとにそれを断ち切つて、大が小を駆逐するのは当たり前、敗者は市場から退場すべしと言明して恥じない。人間は競争で追い立てないとただの怠け者すぎないという薄っぺらな人間観がそれを支えている。

市場原理や競争原理は、資本主義経済における自然法則のようなもので、それをそのまま貫徹させていたら人間社会がもたない

ということとは、ずっと昔から知られてきたことである。それは冬になれば寒くなるというのと同じで、人間は防寒の知恵を働かせて冬を克服してきたように、剥き出しの市場原理に対しても様々な社会制度をつくって人間社会を守ってきた。それを一枚づつはぎ取っていこうとするのは人間発達に逆らう暴挙である。

「協同」もそうした知恵のひとつであり、他人へのおもいやりと助け合いという人間本来の性質に依存して経済法則をコントロールしようとするものである。言い換えればそれはヒューマニズムの所産であり、単なる制度ではなく、人間の生き方そのものである。それを非効率とか低生産性と結び付けて排除しようとする者たちは、ヒューマニズムを拒否することによって日本人を墮落させ、自らの人格をも破滅させていくことになるだろう。

いま農村現場には冬の烈風が吹き荒れているが、しっかりと雪囲いと暖かいストーブと共に、堅固な協同の思想をもってこの冬を克服していこう。わが国の農業と農協を弱者排除のターゲットにしている市場主義者たちは、同じ精神と論理でわが国の福祉、教育、医療、そして小規模経済のすべてを破壊しようとするだろ

う。農協に結集し、農業と農村を守ることは、人間が人間らしく暮らせるこの国の社会を守ることである。

新しい年を迎えて、壊れつつあるこの国の社会に暗澹とするだけでなく、農業者が長い歴史の中で育んできた協同という生き方に希望を見いだしたいと切に思っているのである。



平成十八年度農業総合研修会

日時…平成十八年十一月九日
場所…共済サロン「芙蓉の間」

地域農業研究所の所長を務めております太田原です。今日は農業総合研修会ということでご案内を差し上げましたところ、大変お忙しい時期にも関わらず多数の皆さんにご出席いただきまして、主催者として大変喜んでおります。御礼を申し上げます。この農業総合研修会は、毎年年度末に近い二月頃に行っているのですが、今年は大分時期を前倒しいたしまして本日開催という運びになったことは、皆さんもこの題名からおわかりのように、今年十勝の土幌農協に公取が独占禁止法違反の容疑で調査に入るといふ事件がありました。これは取りあえずのところ、独占禁止法違反ということではないが、その恐れがあるという警告という形になっております。その中で公取自身が、これは土幌農協だけのことでなく、農協の事業のあり方全体について、問題意識を持っているということとを明確に言っております。そのことで、これまで我々が協同組

合的事業方式とはこういうものであるということを感じて頑張ってきたところが、根底から覆されるのではないかと不安を現場の皆さんからたくさん聞いております。しかもこのことが、その前の小泉内閣の時の規制緩和という名の下で様々なことが行われましたけれども、そういう中で農協の独占禁止法の適用除外にしているのはおかしいのではないかという強い声が出ていたということが報道されております。そういうこととの関連で見た場合、これは我々農業協同組合全体にとって見過ごすことのできないことだろうと考えております。当研究所としてもこの問題につきまして、少し法律的な問題も含めてきちんとした研究を進めようとしているところです。それには、先ずこの問題をもう少し広い視野から全国的に位置付けて勉強する必要があります。どうせするならば、このことについて心配しているたくさんの方がいらっしゃるわけですから、皆でそういう

話を聞いて勉強したらどうかということ、総合研修会をこのテーマで開こうということになったわけです。それが本日に至る経過です。「農業・農協をめぐる最近の情勢と独占禁止法適用問題」ということで、どなたに願いますかということですが、これはもう梶井先生しかないというのが衆目の一致するところです。

先生も、学長職とかのお忙しい仕事は一応終ったようですけれども、相変わらず全国を飛び回っていらつしやいまして、北海道にもつい最近いらつしやっていたようです。そういうお忙しい日程の中で無理を押しをお願いしましたところ快く引き受けていただきました、むしろこの問題について北海道でそういう問題意識を持って皆で勉強するということは大変大事なことだと。今北海道からものを言っていくということは非常に重要であると逆に激励をいただきました、私たちも大変意を強くしているところです。今日は梶井先生からじっくりと最近の農政の動き、これも小泉内閣から安倍内閣へと進む中で農政がどう動くのかまだ読みきれないところがありまして、いろいろなところで戸惑いもあるわけですが、そういうことについてもどう見たらよいのかというサジェッションを与えてくださると思います。そういう広い視野でこの問題について今日は勉強したいと思っております。

梶井先生については今さらご紹介するまでもないと思えますけれども、今日のパンフレットの目次の裏に講師プロフィールが書いて

ありますのでご覧ください。梶井先生は、先生のお若い頃から農業経済学会の理論的リーダーであり、農業政策についての全国的なオピニオンリーダーでした。私たちにとっては憧れであり続けた先生です。農協についても、特に力を入れて様々な指導的発言をしてこられたということも皆さんご存知だと思います。現職の大学教授を退官されたのはもう大分前の一九九〇年ですが、その後も日本学術会議会員、あるいは東京農工大学の学長を務められるなど、大変お忙しいお仕事に携わっていられています。現在も農協問題研究会という研究会を立ち上げられまして、今日の非常に難しいところにある農協をどういふふうにリードすべきかというようなところで、活発に研究を進めておられるということですので、今日は私たちが一番聞きたいところをお話していただけるのではないかと思います。皆さんもこのことに関する様々な問題を抱えて出席していらつしやる方が多いと思いますので、私たちとしてもできるだけ後の討論の時間を保証したいと思っております。どうぞ講演の後も忌憚なく質疑応答という形で議論に参加していただきたいと思えますし、その後は懇親会もありますので先生を囲んでいろいろとお話を続けたいと思っております。長くなりましたが、以上私たちがこの研修会に込めている思いのようなものを申し上げましてご挨拶に代えたいと思います。ありがとうございました。

講演

「農業・農協をめぐる最近の情勢と 独占禁止法適用問題」

東京農工大学 名誉教授 梶井 功

梶井と申します。今、太田原さんから大変過分なご紹介をいただきまして恐縮しております。私も新聞でこの土幌農協への公取の立ち入りを見まして、非常にびっくりしました。私は法律の専門家ではありませんが、ましてや独禁法のほうは全然素人ですけれども、この数年、農協の問題に首を突っ込んで勉強しており、農協と独禁法という関連も多少考えていたこともあり、報道を見て今度のようなことでどうして引つかかるのかという疑問が先ず第一感としてあつたわけです。

ここに独禁法の条文を資料として出しておきました。皆さんは独

禁法の条文はよくご存知だと思いますけれども、第一条にありますように独禁法というのは私的独占を排除ということが目的なんです。不当な取引制限及び不正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を發揮させ、事業活動を盛んにし、雇用及び国民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の主体的で健全な発達を促進することを目的とする。こういう法の主

梶井 功(かじい いそし)氏



1926年 新潟県生まれ
1950年 東京大学農学部農業経済学科卒業
1971年 東京農工大学農学部教授
1988年 同農学部長
1990年 東京農業大学農学部教授
1995年 東京農工大学学長
2000年 退任

【主な著書】

『WTO時代の食料・農業問題』(2003年家の光協会)

『日本農業 - 分析と提言 - 』(2003年筑波書房) ほか多数

旨から言いますと農協活動は独禁法の主旨にその活動のほすよ
ね、農協というのはまさに公正且つ自由な競争の実現を目的に
している、経済的弱者が一緒になって経済的な強者に立ち向かうこと
によって、自分たちの不利な立場を防衛しようという組織だと思
います。協同組合の運動というのは、資本の非常に強い力の支配して
いる中で、資本に公正且つ自由な競争をさせる、そのための武器と
して我々は、例えば販売事業であれば共同販売という事業の仕組み、
また購買者の力を結集して不当な高値と対抗する意味で、購買事業
を協同運動で仕組む、そういう中で公正且つ自由な競争を、協同組
合の組織というのは促進するためのものである。資本主義社会の中
ではこういう形で経済的弱者は一緒にならないと公正自由に競争で
きません、そのための組織としてあるのだと思うんですね。

資本の力が強大になっている今日の条件下では、国民経済の民主
的で健全な発達を図る運動の中心になっているのは、私は協同組合
運動だと思っております。農業協同組合あるいは生活協同組合を含めて
です。そういう点で言いますと、独禁法が本当に国民経済の民主的
で且つ健全な発達を実現しようとしているのだとするなら、経済的
弱者が、そのために頑張っている組織が協同組合組織であることが
らすれば、独禁法というのは協同組合活動を助長するよう運用して
もらわなければいけない法律のはずだと思っんですね。独禁法を特
に協同組合活動などに対して運用するということ場合はその精神で当っ

てもらわなければいけない。本来そういう性格を持った法律だと思
うのです。

ところが、この土幌のことに關して研究所のほうから送っていた資料を見ましたら、土幌のことで公取が記者会見した時に、規制改革会議なり農水省の農協のあり方に関する研究会などが協同組合を問題にしている中で、独禁法適用除外も検討しなければいけないのではないかといつているという説明文書を、記者諸君に配ったそうです。私はそれを見て、これは何だと思った。公取というのは本来農協活動を認めたくない立場に立つのではなくて、独禁法に違反するようなことがあつたらそれはもちろん問題ですけども、むしろ協同組合活動を助長する立場から公正な取引のあり方について指導する機関だとばかり思っていたら、どうも今のやり方は農協潰しというか、農協に対する否定的批判の一環としてやっていることを窺わせるようなやり方なんです。今、農協が規制改革会議などから批判されているということ、自分たちの立ち入りの説明のための記者会見の時にわざわざいうこと自体、私は非常に問題だなという感じがしております。

そういう観点から、いったい今の農協のどういふ点が問題になるんだらうかということをかいつまんでお話しして、尚かつ今の全体的な動きの中でこれをどう位置づけるのかということを考えていることをお話ししたいと思います。

一・独禁法と農協

独禁法と協同組合、それ自体の関連ということについては、最初に申し上げましたように本来協同組合なんかの活動は独禁法と対峙するものではなくて、独禁法が狙っているところをむしろ実現するために現実に社会の中で頑張っている組織が協同組合だという観点で見べきだと思つんです。しかし、だんだんそういう空気がなくなつてきているということが先ず第一に問題だと思ついます。

独禁法自体の中で協同組合というのは独禁法の適用除外にしているんですね。独禁法第二十二條に適用除外の条件が書いてあります。①小規模の事業者又は消費者の相互扶助を目的とすること。②任意に設立され、かつ、組合員が任意に加入する。加入・脱退の自由を持つている組織だと。それから、③組合員が平等な議決権を持つ。そして④組合員に対して利益配当を行う場合には、その限度が法令又は定款に定められている。これはすべて農協に今びつたり合つていますよね。農協法自体の中でも、第九條で組合は独禁法適用除外というか、農協という名前が付いている限りにおいては、独禁法第二十二條で言っているうちの第一号及び第三号は文句なしにクリアしている組織であると明記している。ですから適用除外という形になるんだということです。

その点で言いますと、第二号と第四号について農協法は全然触れてないんですけれども、これは農協法の中にすでに書いてありますよね。加入・脱退の自由であるとか、あるいは組合員に対して利益配分を行う時は云々というふうなことに書いては農協法に書かれています。農協法の第二十条は加入の自由を、第二十一条は脱退の自由を言っている。第四号のほうに関しては、これは皆さんのほうがはるかに詳しいでしょうが、農協法の第五十二条で利益配分などについてはきちんと法的に規定されています。そういう組織ですから、農協はこの二二条に掲げている事項を全部備えていると言つてよいわけですよ。農業協同組合法に基づいてつくっている農協の場合はそのうことはありませんが、組合という形で作つている中で、加入・脱退の自由というものが必ずしも保障されていない、そういう組合もまああるわけですけども、そういうものには農協は該当しないということになりますから、第二十二條の適格団体と言いますか、適用を受ける団体ということになっているわけです。問題は第二二條のただし書きです。ただし、不公正な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合は、この限りではない、と書いています。農協がこのような要件を備えている組織であるから適用は除外するけれども、しかし「不公正な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することによつ

て不当に対価を引き上げる」、そういうことをやっている場合はダメだよという形の限定が付いているわけです。ですから、独禁法で農協が問題になるのは、このただし書きに引っかかる場合に問題になるといふことなんですよ。

今までもういぶんこの独禁法に問われた農協というのがあります。資料の次のページのところに一覽表で出しておきました。第三条が事業者として私的独占等を問われる場合、第八条は事業者団体として法違反に問われる場合ですし、不公正な取引が第十九条になるわけですが、農業協同組合それ自体は事業者団体であると同時に事業者でもあるんですね。二つの側面を持つておりますので、独禁法で問題になる時に事業者団体として問われることなのか、事業者として問われることなのかということとを区別して考えておく必要があります。

ここに第八条という形で団体で真つ先に出てきておりますのは、これは割に古いものなんですけれども、一九六三年のホクレン及び広島・山口・香川・愛媛各経済連が該当しています。これは後でふれるとしまして、農協の独禁法違反一号は北海道の方はご存知な方も知れませんが、一九五四年に雪印乳業と北海道バターが農林中金と北海道信用農協連合会の了解を得て、農林中金の資金約一〇億円で三カ年間に乳牛約一万頭を両会社の集乳地区に導入することにしました。この際農林中金と北信連が各農協に乳牛導入資金を供給する

際に、この雪印乳業と北海道バターに生乳を供給することを条件として、両会社の保証を受けた農協組合員のみで融資して、他の乳業社と取り引きする農協組合員の申請は取り上げないということをやったというケースです。他の乳業社に出荷する者には、融資の保証を認めない。

他の乳業社の集乳圏と隣接・交錯する地区では、両会社と取り引きする農協と組合員にあつく融資をして、競争条件を付与するということをやったのが一番最初に出てきている一九五四年の審決になつたものです。ここで雪印と北海道バターが、自分の所に集乳を独占するという形で他の乳業社の事業活動を抑圧するようにしている。このために他の乳業社が集乳の確保に多大な不利益を蒙つたということ、これは法令の適用としては雪印乳業と北海道バターは第三条違反、私的独占の禁止という条項にあたるということです。あとの農林中金と北信連のほうは、これも二つの会社だけに出荷することをやらせたということで、融資にあつたの拘束条件をつけたことになる。融資に縛りをかけているということで、第十九条違反になつています。ですから最初のものは雪印乳業と北海道バターが第三条の独占禁止に問われている。あとの農中金と北信連は、融資にあつて不当な拘束条件をつけたということで、第十九条の違反に問われたというケースです。

第八条に問われた真つ先に出てくるのが一九六三年にありますけ

れども、これは非常に珍しいケースですね。一九六三年の二番目のホクレンなどが絡んでいますし、各地の経済連なんかもずいぶんやられたケースですが、これは除虫菊問題なんですね。除虫菊の需要者団体と除虫菊の原料の生産者団体で、経済連が全部生産者団体のほうになつて、ホクレンもかんでいる。除虫菊の原料を需要者団体に入れる時に、経済連が除虫菊の生産者団体をつくっていたわけですから、他の集荷業者との取り引きをやる場合には、出荷を時期外れにしるというようなことを需要者団体のほうと契約する。他の集荷業者から買う時には、経済連から買う値段よりも安くするということをやつて提携しました。事業者団体としてある意味で言えば集荷などの不正な契約をしたということで、両方とも第八条に問われた事件です。

第八条でもう一つありますのは、これは警告ですけれども、香川県三木町の農協で一九九一年に第八条に問われています。事業者団体として問われたのは、苺部会なんです。独禁法の対象になるのは事業者と事業者団体になるわけですが、農協の部会についても、部会が独自の加入・脱退の条件を持っている、あるいは部会の役員決定なりについて、農協それ自身が関与しないで決めている、部会としての会計・経理なども独立してやっているという場合には、農協の部会であっても独立の事業者団体として取り扱われることがあるというケースです。今までの独禁法違反の中で、そういう形で

各農協の生産部会が独禁法違反に問われたケースというのは、この香川県の三木町の苺部会の例だけです。生産部会としてはどこでもやっていることでしょうけれども、この苺部会の会員は三木町農協から生産資材は全部購入すると。それから出荷も三木町農協を通じて出荷する、それに違反した場合には除名処分にするという規則を持っていた苺部会なんです。これは苺部会としてちよつといき過ぎがあるということで、特に三木町農協から生産資材を買うことを義務付けてそれに違反したら除名するよという形でやっているのは、独禁法の第八条違反だと。つまり苺部会それ自体が事業者団体というものとして認定されて、その事業者団体の行為としては適正ではないという形でやられたというケースです。という形でこういうものが出てきています。

ここにリストアップした例は、今までに独禁法違反に問われた事例です。部会として問われたというのは、苺部会がありますけれども、珍しい。あとは全部連合会なり単協です。だいたい問われているケースとしては拘束条件付き、融資の時に農協に出荷することを条件づけるとか資材を農協から買うことを条件づけるとかというよくな、この融資を受けるんだったらこれだけの条件を守りなさいという条件をつける。これが拘束条件つき取引きということにされるのですが割にこれが多いですよ。

一九五四年の雪印乳業及び北信連、農中金、これは第三条と第十

九条違反ということですが、雪印と北海道バターは第三条の独占の禁止ということですが、北信連と農中金は、融資にあたって拘束的な条件を付けたことで第十九条違反を問われている。融資をするのに、雪印乳業及び北海道バターだけに出荷しなさいという条件を付けるのが、拘束条件付きということになるわけですね。

その次の浜中村農協の事件も、北海道バターとの優先的な契約がいけないということで問われたものです。事業者団体として、差別的な取り扱いをしたということがここで問われております。つまり農協の中で北海道バター以外の明治乳業に出荷したいという組合員に、出荷するのは自由だけれども出荷するんだったら融資はしないよとか、債権回収を早めるとかといったことをするよと組合として決定したんですね。明治乳業のほうが高いののでそっちのほうに出したいんだけれどもというのに対して、出すようなことにしたらこういうことをするときめたのは組合員に対する差別的な扱いであるということだ。独禁法違反に問われたのが浜中村のケースです。

その次の全販連の場合には、よくあった例ですけれども麻袋取引に関して麻袋の業者に対して、その麻袋は全販連以外には売ると。売る時には値段を何とかしろという形で、麻袋取引に関して条件をつけた。これが全販連以外の取り引きを排除することになる排他条件付き取引と認定されたというケースですね。

それから一九六三年のものは第八条違反で除虫菊の取り引きの問

題に関連してのことで、事業者団体の行為として相応しくないといいことで問われました。

その次の那須町農協の場合には、機械融資に関連して融資を受けるんだつたら農協から買いなさいという形で、他との取り引きを排除するという形の排他条件付き取引ということで、独禁法違反に問われたということです。

その次の斐川町、そしてホクレンが二件ありますが、これも似たような排他条件付き取引として勧告にあったものです。鶴岡市農協もそうですし川西町農協もそうです。大分県酪の場合も、大分県酪が県内の乳業者に対して県内の乳業者は県酪から生乳を引取っている業者が多いんですけれども、県外の生乳を処理する乳業者から製造委託を受けている県内乳業者に対してそういうのを止めさせるとか、県外で生産された乳製品を扱わせないようにしたというものです。これも第十九条の排他条件付き取引の違反だということで問題にされたということです。

それから一九九〇年の全農の件はダンボール箱の取引に関連してやられたもので、これはダンボール箱を製造している四つの会社の外に新興会社が出てきた。それに対してそこへの原料供給を止めさせてダンボール箱製造の新規参入を抑えたというものです。そのやりかたは第十九条の中でも優越的地位の乱用が適用されています。全農がダンボール箱の取り引きに関しては圧倒的なシェアを持って

いる、その優越的な地位を乱用して新規業者の参入を排除することをやったということです。

一九九一年の三木町の話はさっき言いました。その次の山口県経済連のはちよつと面白いケースで、経済連が系統利用率を高めるために、九〇%以上経済連を利用する農協に対しては、奨励金を手厚く積むということをやったんですね。それがやはり排他条件付き取引だということで、勧告になったというのが山口経済連の事件です。というようなことで、だいたいここに挙がっているものは排他条件付き、あるいは拘束条件付き取引という形で第十九条違反に問われるというのが大部分です。

二〇〇〇年の全農の警告というのは、全農ということになりますけれども宮城県本部がやったものなんです。宮城県本部が一部の農薬について総販売原価を下まわる安い価格で、特定の業者と競争するために売ったということがあったんです。それが不当販売であるということで第十九条違反に問われたというケースです。

二．専属利用契約の活用

あと二〇〇五年以後のは最近のもので、ついこの前公取が立ち入りした時に、こういうケースで今まで警告しているよというのを公取がその時に発表しました。その資料を研究所のほうからいただい

て、こういうのがあったのかと初めて知りました。京都と土幌のケースは拘束条件付き取引ですが、二〇〇五年の熊本の八代地区のは、排他条件付き取引のケースです。複合経営促進施設のリースに関連してです。複合経営の目的に使っているハウスを農協からリースを受けた。そのリースを受けた人たちは農薬その他の生産資材の購入・出荷・販売というものを、全部JA八代を通じてやれという条件付きでリースをしたと。これが排他条件付き取引ということで警告を受けたという形のものです。

それから土幌農協です。あと京都農協ですが、京都の場合にはカントリー及びライスセンター利用。これは農協から資材を購入した人だけに利用させる。購入しない場合には断ることもあると、カントリーの使用の広告の中に書いてあるんです。これが拘束条件付き取引だという形で指摘されています。先ほどの宮城県本部がやった不当販売を除きますと、ほとんどが拘束条件付き取引か排他条件付き取引かという二つのケースで、今までは独禁法に問われるケースがずっと出てきているということになっております。

こういうような事業をやる時に、農協の場合には農協法の第十九条をもう少し活用しておいたらこういうことにはならなかったのではなからうかという気がするんですね。「組合は、定款の定めるところにより、一年を超えない期間を限り、組合員が当該組合の施設の一部を専ら利用すべき旨の契約を組合員と締結することができ



る」。これが農協法の第十九条ですが、先ほどの京都のカントリーの例などはまさにそうでした、専属利用契約、一年を超えない範囲ですけれどもそれをやっていて、これを強制しなければいけないですね。利用する方は専属利用契約を結んでくださいよと。これは契約しないからといってどうということできませんけれども、カントリーならカントリーというものの一定の稼働率を組合としては確保する必要があります。やはり業務計画を立てなければいけない。計画を立てる時にただお客さんがあるかなということとは、やはり事業量として把握しておく必要があるわけですね。そういった意味で専属利用契約を結ぶということを農協法では第十九条で認めているわけですから、そういう中で利用の安定性というものを確保していくという措置を取るべきだと思うんですね。

この専属利用契約はあまり活用されていないようなんですけれども、私はもっとこれを活用したほうがよいのではないかと思えます。特にその契約の中で、こういうふうな契約をしたら拘束条件付きになるよとか、独禁法に引っかけられる可能性があるよというふうなことがもしあるとすれば、その契約をするかどうかは組合員の任意でやるわけですけれども、この専属利用契約のなかに不当な、あまり良くない条項があるというような場合には、行政庁が是正を命ずるということになっているんですね。農協法の第九七条に、行政庁は専属利用契約の内容が公益に反すると認める時は、当該契約を取

り消すことができるというのがあります。専属利用契約をやって、これが行政庁の判断で公益に違反する可能性があるということであれば、当然これは独禁法に引っかけられますから、それは行政庁のほうでチェックするいわば責任があるわけですね。そういった意味で、専属利用契約をつくるという時は、私は行政庁のほうとその点は相談しておやりになったほうがいいと思います。その上で、もっとこれを活用したほうがよいのではないかと思うんですね。妙な形で公取に色眼鏡で見られることを避ける意味では、もっと活用したほうが良いと思います。

ただし、専属利用契約を進めるに当たっては大事な前提条件があることを申しあげておきたい。今の農協法の専属利用契約というのはここに引用してありますように、一年を超えない期間を限り、前項の契約の締結は組合員の任意とし、組合は、その締結を拒んだことを理由として、その組合員が施設を利用することを拒んではならないという限定付きでやっています。

古い方だったら、昔の産業組合の時の専属利用契約をまだご記憶の方があられるかもしれません。産業組合時代の専属利用契約といったら、こんな生易しいものではなかったですね。そもそも産業組合に入ったという自体、組合の事業を利用するのが当然の義務であるというのが大前提になって利用契約を結ばれておりました。

参考までに、無限責任豊章原信用販売購買利用組合定款というの

があります。これは戦前の産業組合時代の模範定款ですけれども、第八四条に組合員が「左の事由の一にあたる時は、組合の決議によつてこれを除名する」というのがあります。その除名事項はずい分たくさんあるんですけれども、今でも模範定款の中にある出資の払込みをしなかつたとかという時には、総会にかけて除名するよというのがあります。もちろんそれも載っていますが、その外に「第四八条及び第六〇条の規定に違反して物を販売しまたは購買する時」というのがありまして、産業組合時代はそれが除名の理由になつていました。第四八条というのは、組合において取り扱うものを他に売却した場合、つまり組合が販売行為でやっているものを、抜け駆けて他に自分が勝手に売つたというような場合には除名するという既定です。それから第六〇条は、「組合で取り扱うものを組合外より購買する」場合です。購買事業で組合が扱っている物を組合以外から買ったというケースは、昔の産業組合時代は模範定款の中では除名に値する行為であると書かれています。

そんな専属利用契約を、今はとても独禁法十九条の主旨からいつて結ばせなければ、それに替るものとして、今日は専属利用契約を進めるに当たつては、組合事業への参加ということがどういう意味を持つのかということについての組合員の教育を充分にやる必要があるのではなからうかというふうに思います。組合の事業に関する組合員への教育というのは、これは今のICAの国際協同組合

の原則の中でも第五原則の中に組合員教育という問題が入っています。日本の農協法も一番最初にできた時には、第十条の第十号に、営農指導及び組合の事業に関する組合員への教育というのが入っていました。組合事業に関する組合員への教育というのが農協事業の非常に重要な中身として、かつては農協法の中にあつたんです。組合員に対する組合の事業に関する教育、協同する意味、組合の事業というのは組合員の皆さんにとつてどつてい意味を持っているのかということの教育です。これをやらなければいけないということだったので、一九五四年の第四次改正でなくなりました。しかしそれでも二〇〇一年改正までは、営農指導を書いているところにまだ組合員に対する経営及び技術に関する教育といういいかたで教育という言葉が入っていたんです。ところが今回二〇〇一年の改正で、営農指導が第十条の第一号に据えられた。ずい分格上げされたような気がしますが、それは営農指導であつて農協法からついに教育という言葉が消えてしまいました。私はこれは非常に問題だと思つたんですね。

あえてここに私は、一九七六年の全中教育審議会答申を資料として掲げておきました。農協教育の基本課題というものを、系統組織をあげて此の際もう一遍もつとよく考えてみる必要があるのではないかと思うからです。確か一昨年、全中の教育審議会は今の教育方針を書きました。あの教育方針の中に組合員の教育という言葉が一

つも出てきませんね。職員の人事評価の問題と教育の問題とをくっつけているんですね。そういう形の教育方針になっていました。これは協同組合が取り組むべき教育事業と大分違うのではないか。いわゆる職員研修と組合における教育事業というものを混同してしまっているのではなからうかというのが、私が全中の方針を見た時の率直な印象だったんです。それでここでもう一辺元に戻って農協教育というのはいったい何をやるんだということを考えていただきたいと思ひまして、この一九七六年の教育審議会答申をここに長々と引用しておきました。文章もなかなか良い文章ですよ。

「つとに協同組合運動は教育運動といわれ、また教育なくして運動なしといわれてきた。協同組合運動の規範として国際的に定められている協同組合原理においても、協同組合教育の促進は常に変ることなく、掲げられている。このように協同組合運動において、教育が重視されるのは、協同組合は組合員の自由と民主制の原則に立った組織であることにもつづいている。

協同組合は組合員が相互扶助の精神のもとに自ら主体的に協同活動に参画し、民主的に運営されるのでなければ、その発展を期すことはできない。

協同組合運動における教育は、まさにこの組合員の協同への意思と行動力を養うものであり、この意味で運動の基本をなし、運動のあり方と深く結びつくものである。

組合員に求められるものは相互扶助の精神のもと、組合に集結し、組合員としての責任を引受ける自発性である。もし組合員にその意思がなければ組合は衰退することは明らかである。」

私はこの文章は今こそ非常に大事になっている文章ではなからうかと思っているんです。こういう教育が前提になって専属利用契約というものが結ばれているということになれば、まさに自発性に基づいた組合事業の利用が行われるという形になるわけですね。

そこで組合員の皆さんが、例えば先ほど香川県の苺部会の例を挙げましたが、部会の中でみんな自分たちの苺はこういう品質を維持しよう、そのために肥料なり農薬なりはこういう資材を使って質を統一してやっていこうではないかということ協定する。これは組合員の自由意志でやるわけですからよいわけですね。組合が強制して苺部会に生産資材を買わせるという話ではなくて、組合員の皆さんが自由な意思を結集してやるということであれば、これはまさに組合運動そのものです。それを公取などがこれは拘束条件付き取引になるとか、あるいは事業者団体として事業者、事業者というのは個々の農家ですから、個々の農家の事業活動を束縛しているというところで難癖つけられるはずはないんですね。自分たちの自発性に基づいてこれをやっているということが歴然としていることであれば、公取が介入する理由はないのです。ぜひこの専属利用契約の問題とこの組合員教育の問題を考えていただきたい。組合員教

育が前提になって専属利用契約がものを言うという形にもっていけば、私は公取などの難癖については十分対抗できるのではないかと思っております。

私が頂きました資料の中で、「俺たちは何も組合から拘束されているというふうなことは全然ない」ということを組合員の方がおっしゃっているというのが、十勝毎日新聞に出ておりました。それを見てホツとしたんですけれども、ぜひそういう形のこの専属利用契約をもっと活用していく。それについては組合活動に参加するのはこういう意味でなんだということを、一人ひとりの組合員が自身身の信念として持てるというふうにするぐらいでなければだめだと思います。その点が日本の協同組合組織、農協だけではありませんけれども、ちょっと弱いのではなからうかと思えます。

変な話ですけれども、私が三十年ぐらい前にドイツのボン大学に行った時に、ボン大学の先生が案内してくれまして、夜一杯飲むかという話になり大学の正門前にある酒屋さんに寄って、ワインを選ぶことになりました。向うの酒屋さんというのは酒を並べているわけではありませんよね。ワインのリストを見せるので、これどうなんだとリストを見て地下室のほうからワインを持って来てくれて、ああこれかという具合ですね。しかし、その先生、リストを見て、わざわざ地下室から持って来させておいて買わないんですね。買わないで出て行くので、「飲むの？どつするの？」と言ったら「私は



生協組合員だから私の店で買います」と言っんです。「あれと同じワインは俺のところの生協に確かあった筈だから」と、それから一〇分ぐらい車を走らせて、自分が組合員のその生協へ行つて買ったんです。その晩はそのワインをご馳走になりました。

やはり、俺は組合員だから組合にあるやつは利用するのが当然なんだという認識があれば、そういうふうに行動するはずなんです。組合員の常識というものを育てる、そのための教育を同時に私は皆さんにお願いしたいと思います。その裏づけがあつて専属利用契約というものを大いに活用していく。これがどうしても必要になつていゝるのではなからうかと思ひます。そういうものがないと、規制改革民間開放推進会議なんか先頭になつて出てきてゐる今の農協批判に、対抗できなくなつてしまふのではないかと思つております。

三、現代農協批判の本質

これはもう亡くなりました三輪君が、「今の市場主義は一口で言へば強きを助けて弱きをくじく。これが今の経済政策の中心になつてゐる。これとどう戦うか、これが問題なんだ」ということをしよつちゆう言つておりました。明らかに今の農協批判は、グローバリズムが支配している市場主義に基づいてやられてゐるわけですよ。このところの公取の出方というのは、公取もだんだんそう

なつてきつ々あるのかなという感じがしてしよつがない面があるんです。例えば、つい二日ぐらい前ですが、ソフトバンクが携帯の利用料金をゼロにするというのをやりましたが、さすがにあれは誇大広告だという批判が業者同士の間から出てゐるわけです。誇大広告による市場独占を計つていくというのは、独禁法の不正行為の中の最たるものです。誇大広告によつて売り捌くというのは、別途不当景品何とかがつてゐるくつついて、もう一つ景品表示法がありますけれども、もちろん誇大広告によつて市場シェアを確保していくというやり方というのは独禁法違反なんです。僕は、公取なんかソフトバンクにいつ注文をつけるかと思つて見てゐるんですけれども、おそらくつけないのではなからうかという気がしてゐます。そういう中で、独占の強きを助けて弱きをくじくという政策に対抗する組織として動いてゐる協同組合などの、手足を縛るよくな動きにきてゐるというのは非常に問題だと思つてゐます。

私は、現代農協批判の本質ということで若干の文章を書いてきました。特に私どもが気をつけなければいけないのは、財界それ自体がずい分変質したということです。それを先ず念頭に置いて考えたほうがよいのではないかと思ひます。私の先輩に小島正興さんという方がいらつしゃいますが、丸紅の常務をやつて、経団連などでもずい分活躍された方ですけれども、その小島正興さんから僕はしよつちゆう言われておりました。戦中・戦後のあの食糧難の時期

というものを経験しなくなった財界人というのが、財界の主流になつた時には、農業に対する風当たりというのは今までのものとは全然違つよと。小島正興さんは僕より三年ぐらい先輩ですけども、それぐらいの年配の方が財界の主流になつていたような時には、日本の農業を何とか守つていかないとわざとという時には困るというのが、戦時中から戦後にかけてのあの経験の中でまだ体質としてしみてついでいた。それがだんだんなくなつて、それを持たないような人が財界の中心に座つてくるということになると、農業問題を単なる経済問題としてしか見ないようになってくる。そういうことが非常に問題なんだと。それを気を付けておけということを、私は小島正興さんから言われたんですけども、昨今の経団連などの農政提言を見ますと、まさにそういう感じになつてきたかなという印象を大変強く感じています。

特に九〇年代の半ば以降の経団連を中心にしての財界の農政提言というものは、本当に国際競争の中で耐え抜ける農業ならいい。そうでなかつたらいくらでも外に食料はある。輸入に任せていいんだと。日本農業はそれほど維持する必要というのはどこにもないんだという考えが基調になつています。かつて日本もシンガポール型国家であればいいということをやつた財界人もいましたけれども、その頃はまだ土光さんが健在だつたものですから、流石にシンガポール型国家というものを経団連は主張しませんでしたけれども、昨今の

空気を見ていますとそういう主張をしかねません。一番端的に出てきておりますのは、農協に対する批判が大変強くなりましたし、特に独禁法適用除外にしてあること自体が非常に問題だとして、そういったものの撤廃を言う声が大変強くなってきています。同時に株式会社というものの農業参入、これを自由にしろという声が今大変強くなってきていますね。

この前の農地法の改正で、株式会社が農地法の中でも農業生産法人として認められている。さらについてこの前の経営基盤強化法の改正で、従来は特区にだけ参入を認めていた一般株式会社のリース方式での農業参入を全国化しましたね。株式会社が特定法人として参入できる地域というのは、特区で耕作放棄地あるいは耕作放棄になるおそれのある地域として、市町村長が指定する地域に限られていました。それがこれは貸貸によつてですけども、特区でなくともやれるという制度改正になりました。しかも最近の動きで見ますと、これは非常に問題になりますね。一つは地域を、耕作放棄地及び耕作放棄になるおそれのある土地を市町村長が指定するということであるにもかかわらず、自分のところの管轄の区域、全域をその地区指定にしたところが今までに二〇〇町村ぐらいあるんですね。地区指定を終了した町村の半分が市町村の全地域を指定地域にしている。ということは一般農地であろうが何であろうが、株式会社がやりたいといつて来たらどこでも特定利用権の設定をやりやすよと

いう話にだんだんなりつつあるということなんです。しかも今度の予算の組み方などを見ますと、農政のほうもそれを推進しようというのでしょうか、参入企業を五〇〇ぐらいに増やす。そのためにたとえば初期投資について、やはり企業といえども初期投資の負担は耐え切れないということ、特別な融資枠を設定するか、あるいは耕作放棄地を農地にするには開墾投資をやらなければならぬ。開墾投資の投資助成をやるかのために数十億の予算を組んであります。二〇億近いお金が確か組まれているはずですが、そういうことを要求している財界のほうでは、本当に企業としてやれるのかということを考えてみますと、そのためには低賃金労働力を確保する必要があるから、外国人労働者の雇用を自由にしようではないかという要求もそれにくっつけて出るといって出てきているわけです。

それからもうひとつ、これはもう一カ月前になります、朝日新聞が一面全部を使って世界の穀物需給が相当逼迫してきているということを流しました。魚食文化も世界中に普及してマグロのセリ負けというような事態も起きてきている。穀物需給が逼迫してくると穀物も、国際市場で手当てできなくなるのではなからうかということを心配して出しましたね。それなら国内農業振興をやつて、自給率を高めましようかと思うたら、結論は違いましたよ。結論は、今のうちに穀物輸出をやってくれているオースト

リアなんかと、安定供給の契約を結ぶということをやるべきであるということ。もういよいよ国内農業はこれで捨てる。朝日新聞なんかも主要な論旨というものを、国内農業の放棄という方向に向けてきていると見るべきなのでしょう。土幌農協のケースを見まして、問題になってきた一番大きな要因の契約書の問題に関しては、あれは良くないということ、土幌農協自体が改めていたわけですね。それを、報道ですと古い契約書にそのままのものが残っているというふうなことを問題にしているということがありました。こういうことは止めましたということをはっきりしたにも拘わらず、それを取り上げて警告というような措置をとるといことは、ずい分意図的なやり方であって、公取としてはあるべきやり方ではないと思つてます。ああいう警告という形のもがどんどん出されるようになるのは、今の農協の運営のやり方というのは非常におかしいんだという一般認識を持たせるところに狙いがあるのかなという気がしてしょうがないんです。けれども、そういうものを打ち破っていくためには、教育というものを裏打ちした専属利用契約という形で、農協らしい事業を仕組んでいくということがどうしても必要になってきているのではなからうかと思えます。

最後に、先ほど農地制度の話をしました、特にこの点が私は気になっております。この前の経営基盤強化法の改正が終った時、農政審議会の専門委員でもある経団連の専務理事が、「これでひと勝

負終った。二、三年リースでやるけれども、その後は所有権も」ということをはっきり要求しているわけです。これについて、農水大臣が替りましたが、前の大臣の時に副大臣が中心になって経営基盤強化法が変わったばかりであるにも拘わらず、改めてまた農地法改正問題を、省内で局長を全部集めて議論をやっているということがありました。株式会社には農地を自由にさせるといふ方向がもっと強く出てくるのではないか、そういうものをやりやすくするためにガードになっている農協を先ず潰すと。ここるところに今の狙いがしぼられているのかなという気がしてしょうがありません。農協が潰れば企業にとってはビジネスチャンスが広がるというのは、今裁判になっているホリエモンさんが公言したんですね。『ダイヤモンド』の対談の中で、農村というのは非常に魅力のあるマーケットだ。しかしそのマーケットを農協が押さえ込んでから入っていない、農協のガードが薄くなればビジネスチャンスが広がるということをホリエモンさんが言っています。おそらくその狙いというのは、ホリエモンさんが端的に言いましたけれども、私は財界の共通の認識になりつつあるではなからうかと思うんですね。神武以来の景気というのが続いているということになっていながらも拘わらず、企業の収益は上がるけれども、企業の収益が上がった時には、神武景気の時もそうですが、景気が良くなれば賃金も上がるというのが当たり前です。しかし現在は景気が良くなる一方で、

トヨタなんかは史上空前の利益を計上しているにも拘わらず、労働者の賃金のほうは上がっているかというところも上がっていないですね。

横浜国大の田代さんは、八〇年代は不況から好況に回復してきた時には、事業収益が高まってくると同時に賃金も高まった。しかし九〇年代に入って事業収益が回復しても、賃金は上昇しなかった。さらに二〇〇〇年、二一世紀に入ってくると、事業収益が回復しても賃金は逆に下がっているというのが今の実態だといっています。そういう状況の中で、グローバル化のなかでシビアなビジネスチャンスは農村に求める、土地に求めるといふことが非常に強くなっているのではないかと。それが今農協へのこういう形になって出てきているということだと思えます。ガードを剥がす、それに対してどう抵抗するか。我々は協同組合事業というのを何のためにやっているんだ、どういう意味でやっているんだということを組合員に十分に理解してもらおう。教育をやりながら、協同組合らしい事業スタイルをつくり上げていくということが、今必要になっているのではなからうかと思えます。

大変雑駁な話で恐縮ですが、以上で私の話を終りたいと思います。

(拍手)

< 資 料 >

私的独占の禁止及び公的取引の確保に関する法律（1947年4月施行）

第1条 この法律は、私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を發揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び国民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする。

第3条 事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

第8条 事業者団体は、次の各号の1に該当する行為をしてはならない。

- 1 一定の取引分野における競争を実質的に制限すること。
- 3 一定の事業分野における現在又は将来の事業者の数を制限すること。
- 4 構成事業者（事業者団体の構成員である事業者をいう。以下同じ。）の機能又は活動を不当に制限すること。
- 5 事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにすること。

第19条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

第22条 この法律の規定は、次の各号に掲げる要件を備え、かつ、法律の規定に基づいて設立された組合（組合の連合会を含む。）の行為には、これを適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合は、この限りではない。

- 1 小規模の事業者又は消費者の相互扶助を目的とすること。
- 2 任意に設立され、かつ、組合員が任意に加入し、又は退会することができること。
- 3 各組合員が平等の議決権を有すること。
- 4 組合員に対して利益分配を行う場合には、その限度が法令又は定款に定められていること。

農業協同組合法（1947年11月施行）

第9条 組合は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年 法律第54号。以下この条、第72条の8の2及び第73条の10の2において「私的独占禁止法」という。）の適用については、これを私的独占禁止法第22条第1号及び第3号に掲げる要件を備える組合とみなす。

第19条 組合は、定款の定めるところにより、1年を超えない期間を限り、組合員が当該組合の施設の一部を専ら利用すべき旨の契約を組合員と締結することができる。

前項の契約の締結は、組合員の任意とし、組合は、その締結を拒んだことを理由として、その組合員が組合の施設を利用することを拒んではならない。

質
疑
応
答

黒澤 今先生からご講演をいただいて、通常ですとここで若干の休憩時間をといるところなんですが、鉄は熱いうちに打てということもありますので、休憩をとらないで早速フロアの皆様方と質疑あるいは討論の時間になりたいと思います。梶井先生のほうから、独禁法違反に問われた農協等の事例のお話とか、財界の体質と言いますか変質問題等について、その裏にある部分というのをお話していただいたのですが、フロアの方々からも一つ踏み込んだところの先生のご見解をお聞きになりたいというようなことがあります。今日は約一五〇名の方々の参加を得ておりますが、ぜひ確認したいことがありましたら手を挙げていただきたいと思います。遠慮なされると、司会進行役が困ったことになりますので、ぜひお願いします。この司会の席から目についた方々で、最初に口火を切っていただきたいという誘惑にかられるわけですが、どなたかおられないでしょうか。きたそらち農協の黄倉組合長が最前列で話をお聞きになっていますが、黄倉さんぜひお願いします。

黄倉 先般、生産現場までおいでをいただいた時にちょうど留



守しておりました。そういう意味で今日は先生のお話を聞きたいということ、出席させていただきました。生産現場で感じていることを申し上げます。じつは先般、経団連の立花専務と私も空知の組合長がお話をさせていただく機会がありました。この時の印象を言いますが、立花専務は農業はやはりきちっと守るべきだ、農村社会は豊かになるべきだとお話をされました。六五歳以上の農業者が二〇〇五年の農業センサスで五八%を超えたという中で、産業界・経済界が農業に役立てるものはたくさんあるということは、先生がおっしゃったいろいろなものが背景にあります。それは効率的に合理的に運営をし、経営していくということが基本になります。

ここで私もがぜひ先生も含めて、日本の農業に心血を注がれている皆さん方が、ぜひ産業界・経済界に積極的に提言をしていただきたいことがあるわけです。経済界は技術革新というたゆまなき努力での品質管理、これも世界に冠たるものがありますよね。これが日本の経済・産業を押し進めてきたと思います。農業に対しても、同じ見方をされているのではないかと感じを私は強く受けております。即ち、食べ物については物かいのち（生命）かという、ここが明確でないのではないかと。これは社会全体にそう感じます。食べ物か物であれば、合理的に効率的に運用し経営するということについて力は発揮できると思います。しかし食べ物かいのち（生命）ですから、そのいのち（生命）という立場での品質管理、私は

生産状況の品質管理という言葉を使わせていただいていますけれども、私も私どもは先ほど先生がおっしゃった産業界組合・農業会・農協、組合員が一体になって取り組んできた生産状況の品質管理というのを山・土・緑に支えられた、力のある豊かな水を守ってきた。誇りある土を伝承してきた。農業者は、生きる人のいのち（生命）を守る。食べていただいた人のいのち（生命）を守る、健康を守るために役立ちたいという魂を磨いてきた。重ねて意欲ある担い手、ここが一番大きな課題になっていますけれども、これが具備されて初めて農業の価値、食べ物の価値というのが持続できますよね。産業界・経済界に見る品質管理と、生きるために不可欠な食べ物という品質管理の基本に大きな溝があると思います。

私が驚いたのは、農協ビルと日経連の会館が道路一本隔てただけで、どうしてこの溝が埋まらないのか。生産現場で本当に驚きました。本当に話をされているのか。産業界・経済界の農業に対するものの考え方、批判、そして参入させるということは、あそこの道路一本隔てただけでなぜこのことをきちっと産業界・経済界に伝えられていないのかということをはとほと感じました。私は今の法律で定められております安心・安全というのは、生産過程と行程や流通販売過程と行程の品質管理が主ですから、今言う生命産業、いのち（生命）を守るという意味での品質管理の溝を埋めていかないと。先般日経新聞に、経済界が農業に参入する段階では、不耕作地・不



適地、儲からない所しか斡旋しないではないか、これは不当だと書
 いていますよね。私は冗談じゃない。四七〇万畝の優良農地は誰が
 守るんだということです。ここを報道がきちつと捉えていない。そ
 のことに対する反論もない。これはぜひわれわれ農業者、生産現場
 で命をかけてますから、農協経営は一生懸命やる仕事であることは
 間違いありません。しかしその面も先生の大きな力のある立場で、
 ぜひ品質管理と行程の溝を強く訴えていただきたいと思っています。
 今農業政策で、市場原理という言葉がいろいろなところで出てきま
 すけれども、これは農業を押し進める、地域農村社会を豊かにする
 こととは違うという認識に立っています。この点、私どもは食べ物
 はいのち（生命）だという思いで組合員と一体になって、手と技術
 と心を尽くす農業と農協運動をこれからも展開していきたい。しか
 しこの溝を何としても埋めていかない限り、我々の生産現場も崩壊
 の一途になる状況はあると思います。現場で一生懸命頑張りますの
 で、お力をいただきたいと思えます。

黒澤 提言の部分に関しまして、司会のほうから言い替える必
 要はないと思います。道路一本の幅というのが、幅は狭いけれども
 その深さは計り知れないという部分があるのではないかとということ
 も含めまして、第一線の組合員を率いて今の厳しい環境にある稲作
 農業地帯で頑張っておられる黄倉組合長のご意見でした。先生から

ぜひリコメントをいただきたいと思えます。

梶 井 まったく同感でして、大分前に「国際化に対応した農業問題懇談会」というのを、東畑先生などが元気な頃にやっております。その時も今ほどではありませんけれども、もっと農業の門戸を解放して、輸入を増やしたほうがよいのではないかという議論がずい分あったのです。だいたい七〇年代にやったのですが、その頃は私も経団連に呼び出されまして、どう考えるんだというような議論をしました。その頃、立花君は事務局の一員で、私は大分、立花君を教育したつもりでしたけれども、最近ほとんど会っておりません。その頃は、まさに命を育む糧としての食料という意識はまだ経団連にもありません。今、立花君などはその気が非常に弱くなっているのではないかと思うんですね。そういうのはいくらでも手に入るんだよという方向に傾斜してしまっていると思うのです。それに関連して金さえ出せばいくらでも手に入るんだよというようなことを市場論者はよく言うけれども、本当にそう確信しているのかという点が非常に問題になってくるのです。

この前私が経団連の方にお話したことです。もう終わった話ですが、けれどもウルグアイラウンドの交渉の時に、交渉も終りに近くなつてから、日本がなぜ基礎食料の自給問題にこだわるかということについて、日本政府が出したステイトメントがあります。私は今本当

は農水省の方々に「あのステイトメントをもっとよく読みなおしたらどうだ」ということを言いたいです。ステイトメントの中で何を言ったかということなんです、食料の安定供給という点に関して言えば、これはどうしても国民の命に関わる問題なんだから、それについて政府が責任を持たなければいけないというのは、どこの国の政府でも同じだ。しかし何も国内自給で何とかしなければいけないということはないのではないかと、安定輸入ということではよいではないかという説が一つある。そしてそういう点に関して、「私の国がその安定供給の責任を負ってやる」ということを申し入れてくれている国もある。そういうことが、日本政府のステイトメントの中に書いてあるのです。それはアメリカなんです。アメリカがこのウルグアイラウンドが始まる前に、アメリカの議会の農業視察団が来まして、そこでそういう話をして帰っているのです。

それを踏まえていたんでしょうけれども、ウルグアイラウンドの時の日本政府が出したステイトメントの中で、そういう申し入れをしてきている国もあるけれども、その国もいざ不作で自国の手当てが思うようにならないという時にも、約束を履行してくれるかどうかということについては保障の限りではないとそう書いてあるんです。現にガット規則の中には、輸出国はいざという時には輸出をストップする権利というものがガット規則上、今でも残っているわけです。現在でもあります。そういうことがある以上は、全面的に

安定輸入というのを信用するわけにはいかない。だからどうしても、基礎食料的なものは国内で自給して頑張っていくんだということを、日本政府はその時に言っていました。そういう日本政府の声明のあることを経団連は十分知っているだろう。そのことをあなた方はどう考えるのかというのを聞いたんですけれども、彼らから答えは出てきませんでした。安定供給ということについて、そういう約束は信用できないということは今さら言っても始まらないよと。これだけ国際関係が張り巡らされている中で、そういうことはできなくなってきたのだからいいのだというようにしか言いません。

自給率を問題にする時に、何も平時の自給率を何%にしるというようなことが問題になるのではなくて、どんな時でもいざとなったら国内農業でカバーできるという体制を保持していくということが一番大事なのであって、そういう点を経団連が無視するということがなれば問題であるということ、経団連の方々とよく議論しているんです。しかし、そういう議論はこの頃はあまり受け付けられないですね。

私どもが書いているものは彼らには非常によく見えています。見て、僕の言うことなどは先刻ご承知なんですけれども、かつての土光さんが良かったというわけではありませんけれども、あの頃のような最低限の国内農業の保全、最低でもこれだけの食料は確保しなければいけないという気概がなくなってきたというのは事実ですよ

ね。それに対していったいどうやって立ち向かっていくか、これが非常に大事なところだと思つたのです。やはり命を支える糧なんだ、その最低限はどんなことがあっても確保する。その品質面でもいったいどういふふうの良い物を維持していくのか。そこに問題がかかっているということ、機会あることに言っているつもりなんですけれども…。

一番残念なのは、道路一つと言いますけれども、その点の組織的な話がないですね。組織的な話がないところで、日経調の委員に全中の専務が出るというのは、私はいかななものかと思えますけれども、そういう感があります。

黒澤 先生、先ほどの黄倉さんのお話の中に、今組織的な討論する場が整っていないという部分がありました。北海道から財界の変質あるいはその現象面として出てきた独禁法に関わつての農協事業に対する攻撃という部分で、北海道だけに限らないと思つたのですが、農業を主体にして展開している地域からそれに対する反論の展開みたいなものを、どういふ手順なり進め方でやっていくべきかということについて、黄倉さんのコメントの中にもあったようなこととお考えをお聞かせ願えれば大変有り難いと思います。

梶井 僕はぜひこれを機会に北海道からやっていただきたいと

思いますのは、公取が今農協に適応すべきいろいろな問題事項を整理しているわけです。今までいろいろな業界に関して、公取のほうで独禁法違反というか独禁法に抵触するような問題事項を整理したのが、業界別に言うと十くらいあるはずですよ。その中に今まで農協関係はなかったのですけれども、今度農協関係に手をつけるとすればそこところで、農協の今の事業のあり方、組合員活動を踏まえて系統組織として積極的に意見を出すべきではないか。公取がいったいどういう整理をしようとしているのか。その議論に参画して、農協が対応すべき独禁法上の留意事項についての意見具申、そういう討議に参加してふんばるところはふんばることを組織的にやったらよいと思うんです。全国的には全中などに対応してもらわなければいけませんし、事業団体で言えば全農などは直接に関係するわけですから、全国連の中でも、公取のほうで農協に適用しようとしているいろいろな独禁法上の問題事項の整理に、こちらのほうから乗り込んだほうがよいのではないかと思うんです。向こうが出てくるのを待っているのではなくて、それをぜひやっていただきたいと思います。

私が先ほど挙げました独禁法に引っかけたような事例というのは、公取に行けばすぐ出してくれますから、その資料をつぶさに見て、連中がいったい何を問題にしようとしているのかというようなことを掴んで、ガイドラインをつくるのに、むこうにつくらせるの

ではなくて、こちらから積極的にそちらに乗り込んでいくくらいのことをやったということのほうが良いのではないかと思うんですね。それはさっきの専属利用契約などの活用という問題とも絡んできますので、ぜひ北海道からこういうのはどうなんだという形の問題提起をやって、それを全国連などでも問題として取り上げさせると。そういうふうに進めたらどうなんだろうかと思うんですけれども。

黒澤 公取で農協事業に関するガイドラインを作る動きがあるが、これについて日本の農業団体全体としてのきっちりした整理をして、むしろ先手を取るべきだと。そこに北海道も参画するべきだということのご意見のように受け取りましたが、このことに関連してフロアの方々からご意見等がありましたらいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

黄倉 公取の竹島委員長とは、毎年一度いろいろな意味での懇談をさせていただいていますけれども、三年前に公取は農協には入らないと言っていたんですね。土幌に入られて私はびっくりしているんですけれども。ただ全農に関しては極めて問題ありという認識には立っておられたんです。ホクレンはどうですかということとは別として、系統事業についてはいろいろな問題意識を持っておられましたけれども、きちっと生産を基軸にした農協には入るべきではな

いという認識に立つておられたんですが、こちら辺の変化というのはどういふことなのかというのが一点と、もう一点は生産組織、これは先ほど先生からご指摘いただきましたけれども、栽培協定・技術協定、選果基準協定というものを、きちっと整備をすることによって問題はないという判断をしながら、私どもの現場では取り組ませていただいています。以上、前段の部分でお話いただければと思います。

梶井 そのところは私あまりよくわかりません。多分、全農などに対するいろいろな問題というのは、全農それ自体の事業者としての問題というのもありませうけれども、より多く事業者団体としての場合のほうが大いに問題になる点だろうと思うんですね。特に全国組織などの場合でいろいろな小会社をたくさん持っていたり、それぞれが一つの事業者として動いていて、全農それ自体が事業者団体みたいな性格を持っている。そういうような場合には、問題としていくらでも取り上げ方があるんですね。ですから、全農にはしょっちゅう睨まれている点がありますから、ただ単にコンプライアンスという話ではなくて、今の不公正な取引、あるいは不当な扱い、不当・不公正というものにどういふ事業方式が該当するののかという点について、全農自体が常に勉強する必要があると思います。今までケースとして取り上げられたケースに関して言えば、全農

の場合、先ほど麻袋事件を取り上げましたけれども、ある意味でいうとあれだけ全農が購買事業での絶大な供給シェアを持っているという点からいえば、ちょっとしたことをやれば必ず引つかかるんですね。私は全農の麻袋事件などは明らかに組織として鈍感でしたし、ダンボール箱事件などの場合はあの報告を見ますと、これは公取がやるのは無理ないねという感じを、私たちでも持つような中身でした。そういう点については、全農自体が全農の事業方式それ自体を反省する必要があるし、皆さんのほうからもその点を詰めてもらわなければいけませんし、やる必要があると思います。

前は単協がやっていることは、ほとんどが不当行為・不正行為というところでいうば、融資に関連して何とか条件を付けるというケースがほとんどなんです。そういう事業の進め方については、やや迂闊な面がありますね。こういうケースは当然独禁法違反に引つかかるよというようなことは、独禁法で問題になるような事項というのはどういふことなんだということが各単協の事業者者に徹底さえていけば十分に防げる。引つかからないで済むはずの問題だと思っんですね。公取が問題にしたのは、今まではほとんど融資について条件付きでやったというケースですね。前はうつかりやったという場合もあるのですが、これだけ事例が積み重なってきて、パターンがもう決まってきたいますから十分対応できるはずだし、その点は各単協とも気をつけるようになってきた。ひと頃そうだったわけですが

ね。それがここへきて、僕は合併によって事業方式の取り組みへのシビアさというものが、合併農協の中でちょっとルーズになっているのではなからうかと思うんです。そういう点がいま突かれてきているという気がするのです。

公取自体が積極的になってきたというのは、僕自身どういふふうな背景があるのか、一般的な背景以外はよく分からないんですけども。

黒澤 ありがとうございます。今のお話ですと、従前の公取の介入という部分についても、ある意味ではケアレスミスみたいな形で、その公取を呼び込むような不注意な部分もあったということだと思います。もう一つは、本質的にケアレスの問題ではなくて、意図的な農協の事業方式なり事業展開そのものに関して公取がターゲットにしていると。その二つの側面があって、ケアレスの部分に関連して言つと最近はかなりそれぞれ単協レベルあるいは連合会でも気をつけるようになってきたから、そういう部分は極めて少なくなってきたであろうというふうなご見解かと思えます。その他に単協自体の事業展開と連合会の事業の部分とかなり違った側面があるのではないかというのは、今日午前中に私どもの研究所の幹事会をやりまして、現場の農協の参事さんや部長さん方から、連合会で論議されている部分と単協が組合員の事業展開に関わってやるつとして

いる部分で違いがあるのではないかといいました。そういうことについても先生が何かご見解をお持ちでしたら、連合会・単協の事業体としての性質あるいは事業展開について、お考えになっている部分があったら伺っておいて欲しいというお話がありました。先生いかがでしょうか。

梶井 それに関連する問題で一つ念頭に置かなければいけないのは、不当にという時にはマーケットシェアが関係するんですね。販売・購買などでシェアをどの程度持っているかということとの関連の中で、同じことをやっても問われない場合もありますし、不当になる場合もあります。マーケットシェアが非常に高い主体がやるとすぐに引かかると。ですから連合会などの場合には、単協などに比べれば、販売にしても購買にしてもはるかにマーケットシェアが高いわけですね。ですから連合会などがやったものについては、単協がやったものよりも不当に影響力が大きいというふうな形で問題にされるといふことがあるわけです。連合会として注意しなければいけないのは、その問題があるということですね。そこが単協とちよつと違うところです。

もう一つは、連合会の場合、事業者としての側面と事業者団体としての側面と二つあるわけです。このところあまり第八条違反に問われることは出てこないんですけども、各単協を集めて一つの

事業を相談して、一定の事業報酬を決める、当然協議に参加した方々には拘束力を持つ。ヘタをしますとその拘束力を持たせる形のやり方が第八条違反に問われかねないという問題があるわけですね。やはり話し合いでやったからには拘束力を持たせる。持たせるといつてもこれは強制ではないよということ、そのところははっきりしておかないとよくない。話し合いで、みんな一緒になってやるうではないかということ議論するのはいい。しかしそこで強制的になるようなやりかたは極力避ける。避けないと、そのところは事業者団体として問題になることが非常に多くなってくる。連合会あるいは全農などの場合でも、これからは八条違反に問われるケースというのが、向こうがやるうと思えばそれに引っ掛けるというのが結構出てくると思っていますね。

黒 澤 ありがとうございます。フロアの方で今の論議に関連あること、あるいはそれ以外の点でも結構ですが、ぜひご発言をいただきたいと思うのですが、三島先生お願いします。

三 島 現在、名古屋市立大学におります三島と申します。今の第八条の第四項に関わって二、三年前に体験したことをお話しします。今稲作地帯では法人化がどんどん進んでいますよね。法人化が進めば当然自分たちで売りたいという動きが強まってきました。二、三年

前の米価が安い時に、農協・ホクレンを通して売るよりは、直接卸しに売ったほうが二、三千円の手取りの差があるという実態があったんですね。それでその法人では直接その卸しに売ったわけですね。そうしたら当然その単協では手数料が減りますから、売るのは認めるがその手数料を払えと言われたということを私に訴えた人がいたんですね。今日改めて八条の三、四項を見たら、構成事業者、これは農家組合員のことですが、その農家組合員の機能または活動を不当に制限すること。これに先ほどの農協を利用せよという、手数料を増やすということは農協を利用するという圧力ですから、第八条四項に該当するのではないかという気がするんですね。そういう実態があったわけなんですけれども、これはやはり独占禁止法に引っかかるのかなという気がするんです。それについての先生のご意見をお聞きしたいと思います。

黒 澤 一般的によくあり得る話だと思つのですが、ぜひお願いします。

梶 井 手数料を出せというようなことをやりますと、これは明らかに独禁法違反になりますね。

黒 澤 今の問題に関して農協運営サイドに立っている方でどな

たか、新小樽の佐伯常務如何ですか。

梶 井 今の問題に関連してもう少しお話しします。これから抱き合わせ販売ということで引つ掛けられる可能性が出てくるという危険性が出てくると思うんです。特に米などについては、評判の良い米を持っていると同時に売れ行きの悪い米もあるという時に、この米を買ってくれるんだったらこの米も一緒にとってよということをやれば、明らかに抱き合わせ販売でこれはやられますね。そのところは販売契約をする時によく注意しておかないとうまくない。逆に抱き合わせのなんだけれども、これがワンセットになって一つの商品価値を持つという形に仕組めば、それはそれでよいんですね。しかし、ヘタをすると抱き合わせという形でやられる危険性というのは多分にあると思います。

佐 伯 現実問題でちょっとお聞きしたいと思えますけれども、私ども農協の事業主体で対応しているものがあります。たとえば販売物、私どもは果樹・園芸が主体ですけれども、そういう事業を導入して品質の良いものを導入しようとした時に、販売物を農協に出してくださいということをお願いしています。文章では出していませんけれども、それを公にすると独禁法違反になるのかどうか、この点をお聞きしたいと思います。



梶 井 農協が一定品質のものを販売していくために、それを生産者と協定して作ってもらおう。それを農協に出してくださいとお願います。そのこと自体は全然独禁法違反ではありません。お願いしたにもかかわらずやらなかった方に対して何らかのことをやったら、これは引つかかるんですね。販売契約を結んだのに、販売契約違反をやったとき他のほうでしつべ返しをやるとかというようなことをやれば、これは拘束条件付き取引ということで明らかに違反になつてしまいます。しかし、こういう品質のものを作っていいこうではないか、そのためには共通した資材を使って品質を揃えていいこうではないかという協定をやって、そういった品質はなるべく販売を有利にするために、組合で一本で売ろうではないのということをお願いすること自体は全然独禁法に引っかかりません。これは農協の正当な共販事業ですから、そこまで踏み込んで問題になつていったら、これはまさに組織を上げて喧嘩をしなければダメですね。そういうことをいつてきているやつに対してはすぐに反発するということじゃないと。

佐 伯 それともう一点、六ページの十一行目に、先生が一番問題なのは自給率が低下して日本の農業が荒廃ということについて、農政がどうにもそれでよろしいのではないかと。これは農林省もそつういふ考え、要は株式会社の農地利用制度になつて、先生はそつで

はないと思いますが、農協が自由競争を抑え過ぎたために日本の農業が発展しなかつたということも、一部は聞いておりますけれども、ここで言う農政も連合もそれでよろしいというのは農林省もそつういふ考え方だということでしょうか。ちょっと確認したいと思います。

梶 井 農水省は、逆立ちしてもそんなことを考えているとは思いませんよ。しかし、今農水省がとっている施策を見ますと、どうもそつう考えざるをえないという面があるんですね。たとえば、今度の担い手政策で頑張つていつてカバーされる農地面積はどれぐらいただよと言つた時に、五割いけば上々だというような話をしていただけでしょう。だったら後の五割はいつたいたいどうなるんだよ。そつうなれば当然自給率の低下になってきますし、そつういふ点について今度の担い手安定政策の進め方というのが、自給率の問題なんかはどこかへすつ飛ばしちやつて議論をやっているのではないかと。そつういふ点が非常に心配です。特に私が一番気になるのは、担い手といふ形で限定して一生懸命乳母日傘で育てても、必ず一定量は落つこちちやうんですよ。今までもそつうでした。価格条件が非常に良い時でも、たとえば都府県で五割以上になつたような農家の方が、センサスのたびに五年間の間に二〇%ぐら以下に落ちちやつてるわけです。しかし今までは下のほうから、農産物の価格条件が良かったですから、二鈴、三鈴の人たちが、俺は頑張ろうといふので意欲を

出して、上がってきていたわけです。上がってきた結果として五穀以上が増えていた。それが今度は認定農家でピン止めしてしまって、それ以外は対象外よということで低農産物価格下に裸で放り出される。放り出されたら上がるよというフアイト持つ人がいなくなるでしょう。しかし、今までも五穀以上経営の二〇%ぐらいは何らかの事情で経営縮小しているわけです。たとえば働き手が怪我をしたとか、病気になったとか。当然それは経営縮小にいかざるをえない。今までの統計で見ますと二〇%ぐらい確実にそうなっているんですね。今後はそれが仮に半分になったとしても、一〇%ぐらい落ちるかもしれない。それをカバーするものがどこに出てくるか。今度は出てこないわけです。出てこないということは、本格的に農業をやってもらえる人がどんどん少なくなってしまうことです。自給率の問題を本当に考えていたらこんな政策はとれないはずだと思っんですよね。

黒澤 独禁法の適用除外やら不公平取引に関わつての、かなり細かい問題から自給率の問題にまで話題が行ったり来たりする部分があります。先ほどの黄倉組合長のお話の中にもありました生産技術協定の部分に関わつて言うと、先ほど先生がこれは独禁法違反にはならないと言っていた中で、今回の土幌にも若干関係があるのかもかもしれませんが、ある特定の技術方式で肉を肥育するといった時

に、その肥育に使う餌はこういう餌で統一したいなど。その統一した餌が農協が使っている系統の餌であるということ。技術協定の中で言った時に、技術協定を遵守するということ自体はその系統の餌を買うということになりますね。ですから暗黙のうちはこの餌を使うという部分の強制力が働いていないかというような指摘がされるような怖れはないものなんでしょうか。

梶井 これしか使つてはダメよと書いたら明らかにそうなりませよ。しかし、銘柄としてはこれだと。これ相当の品があるんだ。ただ他でもいいんだよということであれば、いっこうに構わないわけです。特定の銘柄でこれを使えというような形でやるのはちょっと問題が出てきます。第一関門として、技術協定で一定の品質を揃えるためにはこういうアレでこうやろうということになって、みんな意志統一してやっているんだと。この大前提があれば、まず第一関門としてみんなの合意の上でやっていることなんだということ。一つはクリアされるわけです。その中で特定の資材が仮に指定されてあつても、この品質を保証する銘柄はこれだよ。これと同等のものが、これは使えるということ。をいってあげればいっこうにかまわないということですね。

黒澤 現実に生産現場で課題になるといふか、不注意によって

批判を呼び込まないという意味での工夫がいろいろ必要ではないかと。当然それは農協がやっていることで組合員のためにやっているんだから、少々他の分野と違う言い方が許されてしかるべきというようなロジックは通らない側面も出てきているというふうに理解してもよろしいでしょうか。

梶井 私はむしろ営農指導などで、こういつ一定の技術協定に基づいてこういつのをやるんじゃないかという指導でそういう合意ができあがってくる。そして組合員のグループの意思として、こういうことをやるんじゃないかというのを自主的に決めていく。それが先行していれば、後はほとんど問題にならないですね。

黒澤 北海道では多くの農協で、青果にしても畜産物にしても、部会の活動というのは実際上農協の生産活動をコントロールしているわけですから、その部会が自主的に生産技術方式を選択すればよいということでしょうか。

梶井 それは営農指導を受け入れて、それで先行して農協のほうに営農指導がきちんとあって、それを皆さん協議した上で受けるということであれば問題ないかと思えますね。

黒澤 ありがとうございます。独禁法の適用なりそれから発生する諸々の課題等について、フロアの皆さんに再度確認したいと思うのですが、よろしいでしょうか。

大田原 私は公取かどかが北海道に入る予感はしていたんですが、それは今回のような形ではなくて、先生のレジユメの一番最後にありますけれども、信用共済の話の時に信用事業と経済事業の経営問題が槍玉に上がりましたよね。そういうことでいうと、北海道の農協ではクミカンというのがありまして、これが狙われるのではないかという気がしていました。ところが土幌農協というのはクミカンをやっていない数少ない農協で、最初から狙いが別だったのか向うの狙いが外れたのか、この辺がよくわからないのですが、いずれにしても北海道ではおそらくクミカンというのがかなり公取の問題意識にもあるのではないかと思っております。クミカンについては、今までにもいろいろな議論がありまして、議論し尽くされたような気もするのですが、一面では農家にとっての事実上の生産物担保金融として大変機能しているということと、農協から指導金融という、だいたい営農指導、それから経営指導もクミカンの数字でやっています。また、クミカンの数字でだいたいの経営内容が？めるというくらい、農協と農家の取引が密接だというのが北海道の特徴なんです。そういうところで、このクミカン問題について今日

の主旨からいって先生はどんなふうに見ておられるのか。あるいは、気を付けるということがあれば教えていただきたいと思っています。

梶井　クミカンはそんなに詳しくないんですけども、私たちが一般的にクミカンで受けている印象は、相互信用の一つの典型ということだと思います。組合金融のあり方から言えば、一番模範的なやり方ではないかと思っています。このクミカンの中で処理されることよって、個々の組合員の事業活動が制約を受けるといことがその中から出てくれば、それは問題になってきますよね。事業活動に関して組合員の方々が、俺はこういうことをやりたいと思っているけれども、クミカンの中でやることになっているものだからできなかつたということがあれば非常に問題ですけどね。そういう具体的な例があるのかどうか。むしろ府県の方でも本来に相互信用としての徹底を求めていくというのであれば、クミカンのような形の勘定形式を一つセットしておくことのほうが、農協らしい事業活動のあり方として好ましいのではなからうかと思っはいるんです。しかし、この中でその勘定を使うことに伴って、他の購買なり販売なりのところで一定の条件が付いてくるというようなことになつてくれば非常に問題になつてくるわけですね。そのところを注意さえしていれば、私は問題ないのではなからうかと思っはいます。

黒澤　よろしいでしょうか。今日生産農家の方もお見えになっていますが、岩見沢の倉地さんはクミカンに関わつてのご意見などございますか。

倉地　クミカンについて、自分の経営の事業展開の中で不都合が生じるという経験は、幸か不幸か今までありませんでしたので、あまり心配しているところはなかつたんですけども、今梶井先生がおっしゃつたように一面では組合員にとっては大切な金融システムであると認識しております。クミカンについてはその程度です。

黒澤　陸別の畠野さん、何かありますか。

畠野　十勝で酪農をやっている畠野です。僕も倉地さんと同じように、クミカンに関しては不自由なく使わせてもらっているほうなんです。一歩間違えれば一年間に掛かる経費がその中で賄われていないと。そんな時はどうしているんだと一時言われたこともあるんですよ。どこから取引しているんだと。こつちからだ。何でだと言つたら農協が高いからだという形でそこは切り抜けたんですけども、そういうことがこれから農業者の取引がどんどん減つてくれば起りかねないのかなとも思っています。

黒澤 ありがとうございます。ではクミカン問題はこの辺にしまして、その他の点ではいかがでしょうか。組合員と農協の関連で、事業展開の中で多様な対応を知っておられる農協活動の代表として美瑛の北野常務がお見えになっていきますので、独禁法絡みで何か課題がありましたらお願いします。

北野 JAびえいから参りました北野です。今日来ましたのは、私ども経済事業をやっている中で独禁法と十分関わりがあるのではないかといいるところで、二、三確認させていただきたかったのですが、ご存知のように営農指導事業を当然どこの農協もやっているわけでありませぬ。その営農指導に係る経費というのが非常に莫大なもので、それと農業振興に対する振興策についても農協の経営の支出として大きなウエイトを持つわ甘です。その原資となっているのはあくまでも組合員の農協の利用度合いによって出てくる果実であります。この原資を財源として営農指導、農業振興を図っております。私どもとしては土幌で言われるところのリース事業の中に、信用の融資を重ねて組合員の理解を得ているところです。

これはどこの農協も、大小の差がありますがやっている行為と違います。

もうひとつは私どもでは、購買事業ではだんだんと平等から公平の原則に則り、大口利用をすることによる奨励策をとっております。

これは単純に経済行為の中から出てきているんだということで、私どもはやっているわけですけども、こういう行為が独禁法に触れてくるということになると、実際にそれらはどうするんだということですが、今日、梶井先生にお聞きして思いましたことは、やはり担い手を中心とした教育を徹底することによって解決できるのではないかと思いました。今日は良い日だと思って私は帰ろうと思っております。

今の若い人の農協に対する農協のあり方の教育が少し足りなかったのではないかと反省しており、積極的にJAカレッジに青年部員を派遣して研修を受けてもらっております。特にJAカレッジでは農協の生い立ち、農協がなぜ必要なのかという原則論を再教育して頂いております。それをやることによってこの独禁法問題は解決できるのではないかといいことで、今日は非常に良い収穫とさせていただきます。課題提起の主旨に添っているか分かりませんが、私の率直な感想で恐縮です、

黒澤 ありがとうございます。では梶井先生今のお話に関してお願いたします。

梶井 一つは担い手問題に関連して大口取引の手数料を下げるとか、そういう対応策というのがいっぱい出てきているわけですね

れども、これが過度になると差別取引になるわけですね。そこが非常に問題になってくる。取引ごとの手数料率、これだけまとまったものについてはこうするよというようなことを、総会なり総代会なりで方針として皆さんが承認していればよいんですね。それが執行部のほうの判断だけで特定の人に対しての手数料を安くするということをやっていけば、差別取引として問題になることにはなりませんよ。ですからそのところは僕は注意したほうがよいだろうと思うんです。結果として、特定の人に差別的な扱いをやったということになるとすぐに引つかかってきます。むしろそういうことをやるということをおんなが承認していると。大口取引になればそれだけ物流コストも下がりますし、これだけの物流差益があつていいんだよと。何も購買を集めるための優遇策としてやっているわけではなくて、物流コストなり何なり比べてみれば、小口配送に比べればはるかにコスト安になるんだし、その分ぐらいは下げてもいいんだということをおんなが承認していればいいんですよ。そのところが勘所なんですね。

黒澤 先生からいろいろなお話をお伺いし、また質疑の中で新たに知見を得たところがあると思いますが、何分にも短い制約された時間の中で全貌あるいは先生の豊富な今までのご経験なり、財界あるいは農水省あるいは研究会等でのいろいろな学識の豊富な蓄積

を、この短い時間の中では汲み取ることができませんでしたが、幸いなことにこれから後の交流会にもご出席をいただいで、もう少し議論を深めたいと我々のために時間を割いていただいていますのでそれに期待したいと思います。論議が必ずしも十分でなかった部分については、司会のまずさということでお詫びをしたいと思います。最後に所長の太田原のほうから、感想も含めてコメントをもらいます。閉会の挨拶は専務が致します。

太田原 梶井先生、ありがとうございました。美瑛の常務さんがおっしゃったことに私もまったく同感です。大変明快なお話をいただいで、この問題は難しく考ええると大変難しいのですが、基本を抑えるとそんなに難しいことではないと。自信を持って対応できる。基本は教育による組合員の自発的意思の結集であるということになるかと思いますが、考えてみるとそこが一番弱かったのかなという感じもします。今の協同組合運動、特に農協運動の一つの大きな課題が浮かび上がったかなと思っております。フロアーからも活発なご意見を出していただいで、後半は黄倉組合長講演会になったような感もありますけれども（笑）、日頃どこに聞いても上手く答えが出てこないようなことについて、今日はどんどん出していただいたし、それに対して梶井先生から大変明快にお答えいただいた。大分時間をオーバーして、先生を時間的に引っ張っぱってしまっ

ですが、主催者としてはその甲斐があったと思っております。地域農業研究所も、これから研究所として何をどうしていくかということとをいろいろと考えているのですが、時々梶井先生に来ていただいたり、こういう相談ののっていただきたい。行列のできる法律農政相談所というのはどうかというようなことがちょっと頭に浮かびました。北海道はいろいろな問題がありますが、頑張つて農業生産も伸ばしておりますし、品質その他で大変高く評価される、実績を上げてきているというふうに思っておりますので、今後とも北海道についてご指導よろしくお願い申し上げますが、感想にもなりません、ご挨拶といたします。ありがとうございました。(拍手)

黒澤 梶井先生、どうもありがとうございました。それではこれで研修会の質疑・討論も終えたいと思います。最後に私どもの専務の矢野のほうから、先生と参会の皆さんにお礼の言葉を申し上げます。

矢野 地域農研の矢野です。高い席から恐縮ですが、閉会に当りまして一言ご挨拶を申し上げます。本日は大変悪天の中、全道から多数の皆様にお越しいただきまして、熱心にご聴講いただきかつ非常に熱気のコもったディスカッションをしていただきまして、主催者として先ほどの所長も申しました通り、本当に有り

難く思っております。これもひとえに梶井先生の、我が国の農協を巡る中央の政界・財界の生々しい動き、それからそこに孕んでおります私も農業に関わっている者が、知っておかなければいけない問題を非常に解りやすく解説いただいた賜物ということで、本日に改めてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

ただ今も所長からお話しましたように、私も地域農業研究所としまして、この研修会を踏まえて独禁法の適用除外と農協の対応というテーマにつきまして、農業団体のご協力を得てこれから研究に取り組むことになっております。ぜひ成果を皆様にご提示できるように取り組んでまいりたいと思っております。本日は大変限られた時間ではありましたが、皆様の今後の活動にお役に立てばと思っております。新たな基本政策への対応をはじめ、北海道農業が直面する課題は尽きないものと認識しておりますけれども、今後ともそれぞれの地域で農業振興、地域農業活性化に努力をされている皆様の関心の確に心えて、明確な提言がタイムリーに出せるように頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いました。と思います。最後になりますけれども、皆様のご健勝と益々の活躍をご祈念申し上げますと共に、当研究所に対しまして変わらぬご理解とご協力をお願いして、閉会のご挨拶としたいと思います。本日は大変ありがとうございました。

Uターン就農・・・我が家の場合 その4

「胃袋でつながる絆」

畑作農家（十勝・清水町）

森田 里絵

「週休二日」から「年休
三ヶ月」へ

北海道の畑作農家は、十二月から翌年の二月末まで、実質的に三ヶ月の休みがある。「いいなあ」と羨ましく思う人もいるかもしれない。しかし、多くのサラリーマンの「週休二日」制度では、一年間トータルするのだいたい一〇〇日の休暇がある。これを月になおすと約三ヶ月と半月。結局農家はこの休みを冬にまとめてとっているだけと考えればわかりやすい。

サラリーマンの頃だって、休暇をきっちり休めていたわけではない。休日出勤もあったし、家に持ち帰って書類作成に追われたことだってあった。

農家になっても、冬の間は決算の書類をつくったり来年の営

農計画を立てたり、地域のさまざまな集まりなどかなり忙しいサラリーマンのように週休二日でメリハリをつけるのと、農家のように休暇をまとめてとるのではどちらがいいのだろうか。どっちにしろ、休暇の間に心と体のストレスをすっかり休めておかなければならないのは、確かだ。

「私がやらなきゃ誰がやるのさー」

地元の農家の奥さんたちとは、春から秋にかけては畑仕事で忙しく、顔を合わせる機会はあるが、それが冬になると、元の忘年会や若妻の集まりなどで出会う機会が増えてくる。情報交換の場はなかなか貴重だ。今日はこっちの会、明日はあっちの会、とけっこ忙しい。

森田 里絵(もりた りえ)さん



清水町 農業
1968年 長崎県生まれ
京都大学農学部卒
1990年 北海道庁入庁
胆振支庁、道農政部、環境生活部
などを経験
2001年 哲也氏と職場結婚
2004年 退職し、清水町でUターン就農

現在、経営面積33畝

栽培作物：小麦、ビート、小豆、大豆、手亡、
ジャガイモなど

奥さんたち といっても、
ふつうのサラリーマンのマダム
たちの集まりのイメージとはか
なり違う。みなさんそれぞれが
経営の一部を担っていて、「私
がやらなきゃ誰がやるのさ！」
という仕事はたっぷりある。だ
から、すっかり自立していてプ
ロ意識が高くプライドが高い。
だから、どちらかといえは道庁
で働く女性職員たちに通じると
ころが多く、そのせいもあって、
最初はかなり緊張していたが、
思っていたよりも早くなじんで
しまった。

農家の女性たちの仕事にはキ
リがない。春から秋にかけては
日の出前には起きて昼の分まで
ごはんを作り、掃除洗濯もすま
せてしまう。太陽が顔を出す頃
にはもう畑に出て暗くなるまで
仕事をし、暗くなったら自家菜

園の手入れをして食べる分を確
保。家に戻って夕飯の支度をし
てご飯を食べて洗濯物をたたむ
頃にはもう夜の九時頃。手を動
かすのを止めた瞬間に眠くなっ
て寝てしまう。さらに、搾乳し
ながら子育てをしていて、介護
もしながらベットの犬猫の世話
もして庭回りもキレイに手入れ
している人たちもたくさんいる。
ほんとうにいつ寝ているのか、
という感じだ。そのうえ少しで
も時間が空いたら漬物を漬けた
り、お菓子をつくったり、縫い
物をしたりと、とにかくじっと
していないからスゴイ。

「近頃は農家の嫁さんも楽に
なった！」と良く言われるが、
これで楽になったというのだけ
ら今まではいっただろうのだか
ら今まではいっただろうのだか
ら今まではいっただろうのだか
ら今まではいっただろうのだか
かしこで暮らす奥さんたちは、

やつれ果てたというイメージよ
り、バイタリティいっぱい美
しい方ばかりだ。「私がやらな
きゃ誰がやるのさ!」といいな
がら、元気に大笑いしている。
きつと、そういう女性たちだか
らこそ、今こつやつて生き残っ
てきているのだろう。人間は、
自分がいなければだめなんだと
いう気持ちがあれば、かなりの
忙しさを乗り越えられるんだと
驚かされる。

また、どこの農家も夫婦仲良
しのところが多い。女性たちが
集まれば、「ハウスのビニール
を替えるときに、大ゲンカし
ちゃったわよ!」「ほんと男の
人って勝手よね!」トラクター
乗ってるだけではわからないの
よ!こつちの仕事やってみれば
いいのに。」と、「夫婦ゲンカ自
慢」が始まるのだが、結局のと

ころは「仲良し自慢」?かなと
思うことが多い。ケンカするほ
ど仲が良い、というのかいつも
お互いに隠し事をせず言い
合っているから、だんだん

と気がしれてくるのだろ
う。どこもまるで漫才のよ
うな「名(迷?)コンビ」

の夫婦ばかりだ。畑仕事
には、男の人が得意とする

仕事もあれ
ば女性が得

意な仕事も

あるし、必

ず二人が呼

吸をあわせ

なければな

らない仕事

もある。お互いの存在がいかに
必要かということがよくわかっ
ているから、いくらケンカして
も支え合える。「熟年離婚」と



いうのはこのあたりでは聞いた
ことがない。

「胃袋」でつながる絆

農村で

夫婦が仲

良しの理

由には、

「胃袋に

よる絆」

のせいも

ある。サ

ラリーマ

ンの頃は、

「夫と一緒にご飯をたべ

るのは週末だけ」という

ご夫婦も結構いたが、農

家はほとんど朝昼晩、イ

ヤでも同じ食卓に向かう。この

結びつきは、言葉ではうまくい

いあられないほどの強さがあ

る。

冬は、ゆっくり食べ物と向き
合える季節でもある。昔は乾燥
させたとうもろこしや豆などを
いつもストーブで煮ていたとい
うが、今はそうではなくなつた
それでも美味しいものはたくさ
んある。

ただ輪切りにした大根を、
ちよつと多めの油を敷いたフラ
イパンに並べ、ふたをして途中
で酒を加えながらじつくりと焼
く。大根がホクホクになつたと
ころで、しょうゆをかけていた
だく。即席の大根ステーキだ。

じゃがいもは洗って、オリ
ブオイルをかけてオーブンで三
十分。いい香りがしたら、塩を
かけていただく。白菜はざつと
り四分の一に切つて、葉の間を
洗つてそのまま蒸す。蒸しあ
がつたらポン酢や酢味噌などを
つけて食べると甘さがたまらな

い。こんなシンプルな料理が、とても美味しい。

「大根は米のとぎ汁で煮てから使う」「じゃがいもは皮をむいて最低十分は水にさらすこと」。市販の料理本のレシピは、昭和の頃に食材の流通が

未発達で良質のものが届かなかった時代の調理法を基本としているために、けっこう複雑だ。料理嫌いの女性が増えているのもこのせいかと思う。食材さえ良ければ、料理というのはそんなに手を加えなくてもじゅうぶ



かぼちゃ

ん美味しいものだ。こんなシンプル料理でも、いつも一緒に食卓を囲んでいれば、どんな夫婦でもラブラブ間違いなし!?

農業を「消えゆく産業」にしたくない

生乳の生産調整、畑作・稲作の品目横断制度にオーストラリアなどのEPA・FTA。このところの国の政策や政治家たちの発言、マスコミ報道などをみていると、農業そのものを「税金のムダづかい」「消えゆく産業」と扱っているような印象を受けてしまう。まあ、全国の農業産出額は九兆円弱、北海道は一兆円前後だ。一方で日本を代表するトヨタ自動車は、一企業だけで総売上げが二兆円、純利益だけで一兆円を超す。産業構造などを単純比較はできない

いが、納税額などから考えれば農家よりも大企業を優遇したくなるのは当たり前ともいえる。

「離農者が増えることは規模拡大のチャンス」という人もいるが、離農者が増えるほど、農業全体の発言力はその分落ちていくように思える。

でも、そのままでもいいのだろうか。「食べる」ことへのイメージを一般の人に聞いてみると、「喜び」「生きがい」「楽しさ」「生きる基本」「命」「健康」などという答えが返ってくる。人間は、食べないと生きていけないのだ。そして誰もが安心な食材を求めている。デパートの地下を歩いてみると、高級な食材に惜しげもなくお金を払っている人たちがいる。食べる側はそれなりの「価値」をみ

たすものであればお金を払うもの

なのだ。これらの「価値」を消費者と上手に共有することが、

北海道の農業はまだまだ苦手なようだ。この三年間経験してみても、北海道の農家の素晴らしい技術力と地道な努力は、あまりにも世の中に知られていないと感じる。この「技術力」と「美味しさ」の価値をきちんとPR

して、消費者の「胃袋」を味方にする努力を重ねていけば、そう簡単に国際競争力に屈することはないと思っ

ている。冬のこの季節、ゴロゴロしてはいられない。一人でも多くの人に北海道の農家の努力や工夫、美味しい食材のこと、シンプルな料理法などを伝えたいと思う。そんなふう

に欲張っていると、あつという間に「年休三ヶ月」は過ぎていく。

そして、春がまたやってくる。

「手習い」イギリス文化論

第6回

「ことば」から手繰る

(独)日本学術振興会 特別研究員(酪農学園大学酪農学部所属)

小林 国之

「イギリス」はどこ？

目の前に「イギリス」の地図を広げている。グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国という正式名称を持つこの国は、イギリスに関する観光ガイドブックから学術書までが等しく指摘するように、イングランド、スコットランド、ウェールズ、北アイルランド、の四つからなる連合王国(United Kingdom)である。日本人がポルトガル語でイングランドのことを指す「Inglaterra」が語源の「イギリス」という「日本語」をつかつて表現しているこの国は、内部に複雑な構造を持っている。たとえば、日本近代化のお手本となった様々なものが、実際にはイングランドではなくスコットランドからもたらされていた。明治維新に大きな影響を与えたグラバーはスコットランド北東部にあるアバディーン出身(父はイギリス人、母がスコットランド人)であり、若き日の井上馨や伊藤博文もそこを訪れている(坂本龍馬も密かに訪れていたという説もある)。ニツカウヰスキーの創設者である竹鶴政孝が留学したのは、スコットランドのグラスゴーである。この連載も「イギリス文化論」といいながら、今までは「イングランド」文化論であった。今回は「言葉」を手がかりに、ちょっとだけ他の王国にも足を伸ばし

小林 国之(こばやし くにゆき)氏

1975年 北海道に生まれる
2003年3月 北海道大学大学院農学研究科博士課程後期課程修了(博士(農学))
その後、北海道大学大学院農学研究科研究員を経て
2004年4月 日本学術振興会特別研究員(酪農学園大学酪農学部所属)
(2005年4月~2006年10月 Exeter University、Centre for Rural Researchの
客員研究員)

主な著書

『『農協と加工資本』~ジャガイモをめぐる攻防』(株)日本評論社 2005年

てみよう。

日本人が「イギリス」、と言ったとき、なにもそれはイギリスの連合王国としての実態を意図的に無視している、のではない。言葉は、必要に応じて生み出され、またその言葉を介してしか人は現象を認識できない、という関係にある。日本人にとっては、イングランド、が語源のこの「イギリス」という言葉があれば、彼らとつきあう上では事足りたということであろうか。

例えば日本人は魚について実に豊富な言葉をもっている。しかし、多くのイギリス人にとって魚は「白身と赤身くらいに区別しか必要ない」、と私の友人はいつていた。イギリス人にかぎらず、子供の頃魚介類があまり好きではなかった私のなかでは、回転寿司で悩んだフリをしながら注文するヒラメも鯛も実はいまだに「白身魚」である。

ところが、イギリスの代表的料理であるフィッシュアンドチップスに使う白身魚については、お店によっては、コッド(cod)とハドック(haddock)という二種類のタラを使い分けている。コッドはいわゆる鱈であり、特に北大西洋産のニシマダラを指す。一方ハドックは鱈の一種のモンツキダラを指す。肝心の味の違いは、というと、好みの問題もあるうがハドックの方がやや淡泊な感じだ。私の味覚でわかるのはこれくらいでした。

日本が江戸時代末期にはじめて出会ったイギリスは、すでにイングランドを中心とした「大英帝国」の姿を備えていた。日本人にとってスコットランドやウエールズといった区分は必要なかったであろう。

お国自慢

では日常生活のなかで「連合王国」としてのイギリスはどのように現れてくるのであろう。まずは身近なところからみてみよう。私の住むエクセターでもスコットランドのラグビーナショナルチームが試合をする日には、スコットランドのキルトをきた若者たちを見かける。パブのテレビで放映される試合を観戦・応援するためだ。サッカーでは、この間日本人の中村俊介が所属するスコットランドの大人気チーム「セルティック」が、これまたイングランドの大人気チーム「マンチェスターユナイテッド」と試合をした。試合を見ようといった「イギリス人」で埋まっていたパブは、中村選手がゴールを決めた瞬間に、「イングランド」と「スコットランド」に真二つに分かれた。落胆するイングランド人と対照的に、大喜びするスコットランド人と、一人の日本人であった。

熱狂を生みやすいスポーツの世界から離れてみてみよう。

各国にはそれぞれ、独自の言葉が存在している。スコットランド、北アイルランドではゲール語、ウエールズではウエルシュが使われている。また、現在ではほとんど使われていないが、私の住むデボン州の隣、コーンウォール州もコーニッシュという独自の言葉がある。イギリスの隣のアイルランドも公用語としてゲール語を採用している。これらのゲール語、ウエルシュ、コーニッシュという言語は、ブリテン島の先住民であったブリトン人やケルト人たちが使っていたケルト語の流れをくむものである。

スコットランドではゲール語は現在ほとんど使われていない。スコットランドでも北部「ハイランド」に行かなければゲール語を使っている人たちにはほとんど出会わないらしい。北アイルランドでも交通標識などにゲール語は見られるが、実際話されている言葉は英語がほとんどである。スコットランドや北アイルランドではそれぞれ訛りのある英語が話されている。スコットランド訛りを聞いてみたいという人には映画「ブレイブハート」がおすすりである。十三世紀末、悪政に苦しむスコットランドの独立と開放を目指して戦った実在の英雄、ウィリアム・ウォレス（メル・ギブソンが演じる）の生涯を描いた映画

である。

地図をみると、独自の言葉が残っている地域はブリテン島の端に位置していることがわかる。ヨーロッパ大陸から侵攻してきたローマ人やノルマン人に追いやられながら、そうした言葉が「周辺部」で生き残ってきたのである。映画「キングアーサー」には、ローマ人、ブリトン人、そしてサクソン人の間の攻防が描かれており、その当時の様子をうかがうことができる。円卓の騎士で有名なこのアーサー王は、コーンウォールの出身ということになっている。

ケルトには、「ケルト神話」にみられるように、樹木信仰、アニミズム（精霊崇拜）的世界観、輪廻転生など、独自の文化を持っていた。イギリスのこれらのいわゆる周辺の地域にいくと、いまでもイングランドとは違う、自然への信仰心、共同体としての結び付きの強さなど、独特の雰囲気を感じることができる。

御国自慢的な「地域愛」はこの国のなかにもみられるが、スコットランドはなかでも特に独自色がつよい。スコットランドは、人口が五一〇万人（英国全体の八・六％）、面積七八、一三〇km²で英国全体の三三・二％をしめている。人口、面積と



もに北海道とほぼ同じ大きさである。このスコットランドという国の歴史は実に興味深い。長い闘争で彩られた中世を経て、一七〇七年にスコットランドはイングランドに併合された。その後イングランドへの恨みをうちに秘めながらも十八、十九世紀にかけて、大英帝国の産業革命という大舞台でスコットランド人は主役を担った。経済学の父といわれるアダムスミス、哲学者ヒュームなどの哲学・思想界をはじめ、蒸気機関を発明したワットなどの実業界、それに世界最初のベストセラー作家といわれ個人をたたえるモニユメントとしては世界最大といわれる記念碑のあるウォルタースコット、などなど、キラ星の如く

人材が輩出された。

当時のイングランド人とスコットランド人の関係性を物語るよく知られたエピソードがある。イングランドで編纂された百科事典の「カラス麦」の項目の説明に「カラス麦はイングランドでは馬の飼料だが、スコットランドでは人間が食べる。」と書いた。これは、小麦を食べることができない貧しいスコットランド人を皮肉ったものであった。しかしこれに対してスコットランド人は、「ゆえに、イングランドの馬は優秀で、スコットランドでは人間がすぐれている」とやり返した、というものである。スコットランド人のユーモアと自尊心が伺えるエピソードである。

さて、こうして大英帝国に組み込まれてから三百年以上経っているのであるが、今でもスコットランドはイギリスのなかで独自の地位を占めている。象徴的なものの一つが紙幣である。スコットランドでは、民間銀行も紙幣を発行しており、イングランドとは異なる数種類の紙幣が流通している。もちろんイングランドの紙幣も通用するが、スコットランド銀行やその他の銀行が独自の紙幣を発行しているのだ。以前スコットランドからイングランドの片田舎である地元のエクセターに戻った私は、

パブでビールを頼んだあとポケットに入っていたスコットランド紙幣をカウンターのスタッフに渡した。彼女は受け取るなりあからさまに怪訝な表情を浮かべて、私をいぶかしげにみた。どうやらその紙幣はスコットランドのなかでもあまり流通していないものらしく、近くにいた偶然スコットランド出身のスタッフがいなかったら、わたしは偽札使用の疑いをさせられるところであった。

スコットランド人のナショナルリズムは近年高まりを見せている。一九九九年七月にスコットランド議会が三百年ぶりに再開されている。地方分権が始まり、地方自治体、教育、保健、住宅などあらゆる生活関連の責任を単独で負うこととなっている。そのことがすぐにスコットランドの独立、ということにつながると思えないが、経済のグローバル化と地域への意識、その相反する二つの流れが生み出す世界規模でのあらたな潮流は今後の重要なキーワードであることをあらためて感じざるをえない。

一方他の連合王国のひとつであるウェールズでは、現在でも人口の約二二%の人々がウェールズ語をしゃべっている。テレビでもウェールズ語専門のチャンネルがあり、道路標識などには英語とウェールズ語の二重表記となっている。公的機関に電話

すると、まず最初にウエルシユで話しかけてくる。

ウエルズは、一二八二年にエドワード一世（イングランド王）に破れ、イングランドの支配下に置かれた。そのときエドワード一世は長男エドワード（エドワード二世）にプリンス・オブ・ウエルズ（ウエルズの王子）という称号を与え、ウエルズ人との融和を図ろうとした。その習慣は現在まで引き継がれており、チャールズ皇太子は「プリンス・オブ・ウエルズ」と呼ばれている。ウエルズにも一九九七年から独自の議会が置かれているがスコットランドや北アイルランドと比較して、政治経済的面から見るとイングランドに対する依存が強い。しかしその一方で、ウエルズ人としてのアイデンティティーは非常に強いといわれている。

イギリスでは数年前から人気のテレビ番組に「ピックアップザー」というものがある。これは、公募された一般人十数名が、特別に設けられた建物の中でおくる「監禁生活」を二四時間態勢で中継する、というものである。いろいろな使命をこなしながら、毎週一名が、視聴者の投票で「退去」させられる。そして最後に残った人が賞金を手にする、というなんとも「下品」な番組である。この「下品さ」加減が癖になり、つい時間になるとチャンネルを回してしまうのであるが、今年この番組に二人のウエルズ出身の若者が出ていた。その二人がウエルズ

語で会話をするシーンが時々放映されていた。実際に彼らのような若い人たちが自分たちの言葉でしゃべり、常にウエルズ人としての誇りを口にする姿は、イギリス人にとっても新鮮に映ったようである。

階級とことば

言葉というものは、文化、歴史の積み重ねの上に作り上げられているものであり、同時に、アイデンティティーにとって重要なものである。他のグループから自分を区分し、同じグループ内での団結を強める。言葉は、自分が何者なのかを表現する重要な役割を担っている。例えば、階級、出身地、価値観までも示すことができる。

イギリスは、「連合王国」という「込み入った」構造の他にも、もう一つややこしい特徴を持っている。それが「階級」といわれるものだ。これは実にやかいかいなものである。「階級」は職業でも、出身地でも、所得でも、そのどれか一つで決まるものではない。そして、それぞれの階級毎に使う言葉やアクセントが異なるのである。

『Watching the Englishness』という本は社会学者が「イン

「グランド人らしさ」について、様々な視点から紹介したものだ。この本によれば、階級によって、日常使う言葉も微妙に異なっているのだ。例えば、食事の呼び名である。われわれが学校で習った英語では、「昼食」は当然「ランチ」であるが、ワーキングクラスの人たちはこれを「ディナー」と呼ぶ。また、「居間」のことをリビングと呼ぶのはミドルクラスの人たちでワーキングクラスの人たちはラウンジと呼ぶ。この本には言葉以外にも服装や食事、など様々な視点から階級というものを教えてくれて、興味深い。

服装でも、夏の暑い日にワイシャツを肘から上までめくるのはワーキングクラスで、ミドル、アッパークラスの人ばかりだったとしても肘から下までらしい。いくら何でもそんなことないだろうと思いつい、イギリス人の家庭教師に聞いてみたら「おかしいかもしれないけど、本当よ。」と教えてくれた。この階級意識というやつは、無意識的にイギリス人の生活に広く入り込んでいるのである。

ところで、日本人は学校でアメリカ英語を習うので、なじみがあるのはアメリカ英語（米語）である。イギリスで話されている「英語」との間には、使う単語や、発音に違いがある。私も渡英前には、そんな違いなど気にもしていなかったが、こち

らについてからに暫くして、アメリカ英語の発音と、イギリス英語の発音の違い気がついた。「そんなの簡単だ」と周りの友人知人は声をそろえるが、そのときはちょっと自分が成長した気がした。簡単な違いでいうと、単語ではガソリンのことを米語では「ガス」、英語では「ペトロール」、飲食店などのお勘定は米語では「チェック」、英語では「ビル」。イギリスに行つて、レストランなどで勘定を頼むときに「チェックプリーズ」でも通じるが、「ビル、プリーズ」というと何となく誇らしい気分になるので、おすすめである。

発音でいえば、「R」の違いが顕著である。DOORのことを米語では「ドォァー」という感じで最後に舌を丸めるが、英語では「ドール」である。また、比較的各子音をはっきりと発音するので、日本人にとっては「英語」の方が聞き取りやすい。今度テレビでブッシュ大統領とブレア首相が並んで会見する際に、少し意識して聞き耳を立てるとすぐに違いに気づかれるとおもう。

では「英語」とは何だろうか。イギリスには、日本でいう標準語に当たるものとして、クイーンズイングリッシュ、あるいはBBC（イギリス国営放送）イングリッシュと呼ばれるものがある。ところが、標準語としてのこれらの言葉をはなす人、というのはごく少数である。また、標準語とはなにか、という

問題もある。もともとクイーンズイングリッシュと云って、クイーンの出身地であった一地方の方言がもとになっているのである。

では実際にはどんな英語を人々はしゃべっているのだろうか。各地方にはそれぞれ方言があるが、ロンドン近郊に限って階級との関係でいえば次の三つに分かれるらしい。上流階級といわれる人たちがしゃべる「気取った」クイーンズイングリッシュ（日本でいえば山の手言葉）、労働者階級の人たちのコックニー（下町言葉）、そして、クイーンズイングリッシュよりも気取ったところがないといわれる、主として新興の中産階級の人たちがしゃべるエスチュアリー（河口域）英語である。それぞれ代表者に出てもらうと、順番に、エリザベス女王、サッカー選手のデイビット・ベッカム、そしてトニー・ブレア首相である。なかでも、エスチュアリーイングリッシュはテムズ川の河口域一帯で話されてきた言葉であるが、最近ではそれが新標準語としての地位を獲得しつつあるそうだ。

私のいる研究所でも、実に様々な英語が話されている。三人いるディレクター（理事）のうち二人や、そのほか五十才代後半から六十才代の年配の研究者達は、訛りもほとんどないわ

ゆる標準語に近い英語を話す。彼らの英語は外国人である私にも聞きやすい。一方、一般化できるかわからないが、比較的若い世代になると地方色が豊かになってくる。中堅の四十代のディレクターは、ロンドンの東の地域出身であり、下町言葉に近い英語をしゃべる。最近テコンドーで昇段を果たした彼の口からは、年配の研究者達からはほとんど聞かれない、いわゆる「汚い」言葉もしばしばでてる。研究室をシェアしている今年四十才になった同僚の使う英語はイングランド中西部訛りの抑揚の少ないフラットな英語である。早口なこともあり、今でも聞き取れないことがしばしばある。ついでにもう一人、毎日朝のティータイムを私の研究室で過ごす「クリナー」（清掃係）の八三才の دونالد は、見事な「デボン訛り」の英語である。おしゃべり好きな彼は、私のことをいつも気にかけてくれる大切な友人だ。

言葉が自己表現にとって重要な役割を果たすことから、それを主体的に利用して、自分をアピールすることもできる。エスチュアリーイングリッシュをつかうトニー・ブレアはスコットランドの首都エディンバラの出身である。貴族の家系出身である保守党党首のデイビット・キャメロンも、中産階級の人たちに親しみを持ってもらおうとして、意識的にエスチュアリーイ

ングリッシュを使っているということである。カメラマンはそのほかに、議会へ自転車で通勤する、というパフォーマンスもおこなっている。政治家という商品としての自分を売り込む、マーケティング戦略の重要な一つとして言葉遣いが位置づけられている。

こうしてみていると、言葉というものは自分が何者であるのか、ということを経済的に物語るものであることに気づく。日本に生まれて日本語しかしゃべることができない私にとって、これは興味深い発見であった。「文は人なり」というが、同じく、いやそれ以上に「言葉は人なり」である。果たして自分は普段どんな言葉で話しているのだろうか。

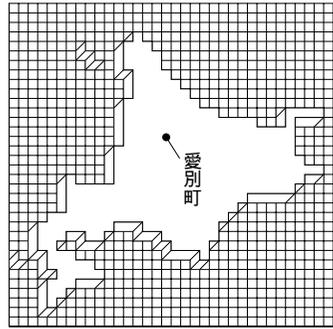
「ことば」をみつめる

他の文化、価値観と出会う機会が増えれば増えるほど、自分は一体何者か、という自己意識に関する関心は強まるのだろう。現代はいわゆる「グローバル化」の時代である。いろんな価値観が流れ込むなかで、自己意識を再確認する作業にとって、言葉というものが重要な役割を果たすような気がする。様々な価値観が存在するなかで、重要なことは、互いの価値観を尊重し

ながら、それでも奥底では分かり合えるという希望を持ちながらコミュニケーションをしていくことだ。

地域農業の多様化がいわれて久しい。様々な価値観を持った人たちが地域には存在している。現在EUがおこなっている地域振興政策のなかで、地域のアイデンティティーの確立、発見といったことが大きな柱として位置づけられている。そして、そのアイデンティティーの構成要素として「ことば」も重要な役割を果たしているのである。最近の研究でも、地域振興の成功事例といわれているもののなかでも、「言葉」や「方言」を地域再生戦略の根幹として位置つけたものが多いということが指摘されている。同じ「言葉」を共有する人たちがあつまり、地域の言葉（方言）を見直すことで地域の個性を認識することにつながる。それがきっかけとなっていていろいろな活動へと広がっていくのである。

日本にも多様な言葉がある。特に北海道にはアイヌの言葉をはじめ内地からやってきた人たちがそれぞれの御国から持ち込んだ言葉がある。今は「北海道弁」といわれるようになった言葉が、一体どのように生まれてきたのか。北海道弁を母国語とするわたしにとって、イギリスにきて、また一つ帰国してから勉強してみたい課題がみつかった。



あのマチ・地域おこし活躍中
このムラ

No.47

愛別町の事例

— 地域営農の法人化とその課題 —

1. 愛別町の概況

上川盆地の北東部に位置する愛別町は、大雪山系の山麓の一角を成す農業を基幹とした町である。また、旭川市の市街地まで町の中心部から約三〇kmの距離にあり、農外就業にも恵まれた条件を有している。そのため専業農家率は低く、北海道の五二・二%を一三・九ポイントも

下回る三八・三%（二六一戸中一〇〇戸）となる（二〇〇五年センサス参照）。ただし、総就業人口に占める農業就業人口の割合はかなり高く、北海道の六・一%を二六ポイント上回る三二・〇%（二、二〇〇人中七〇四人）となる（二〇〇〇年国勢調査参照）。専業農家のシェアが小さいとはいえ、本町の最大の基幹産業が農業であることに変わりはない。

農地は町を横断する石狩川とその支流となる愛別川の流域を中心に形成されている。地目はほとんど田で、二〇〇五年センサスによると、そのシェアは九五・二%（一、六二九畝中一、五五〇畝）となる。それゆえ基幹作物は長らく米のみとなっていたが、一九七〇年代後半に入ると、転作物物として導入され、たきのこ類（えのき茸、なめこ、舞茸など）の生産が定着した。

その後、きのこ類は行政や農協の梃子入れによって生産量が急増し、今やその年間販売高は農協の農畜産物販売高四二億円の四〇%以上を占める十七億円となっている。ただし、きのこ生産が伸張する一方で、農業構造は脆弱化に歯止めがかからない状況にある。たとえば農家数は、後継者不足と高齢化に伴い、一九七〇年八三六戸 一九八〇年六三一戸



一九九〇年四八〇戸 二〇〇〇年三七八戸 二〇〇五年三〇八戸と三〇年間に五二八戸も減少した。二〇〇五年における一九七〇年対比の農家数の増減率は三六・八%である。

一方、農家数が減少したからといって、面積規模の大きい農家が増加しているわけではない。二〇〇五年現在、経営耕地面積が一〇haを超える農家は四戸、三〇haを超える農家はわずか三戸を数えるに過ぎない。ゆえに経営耕地面積は、一九七〇年一、二六五ha 一九八〇年二、〇二八ha 一九九〇年一、八四五ha 二〇〇〇年一、七二五ha 二〇〇五年一、六二九haと、この間、農地開発事業が導入されたにもかかわらず六三六haも減少している。二〇〇五年における一九七〇年対比の増減率は七一・九%である。

2. 愛別町における法人育成策の展開

農業構造の脆弱化に歯止めがかけられず、また農家単独での経営環境の改善が困難と考へていた町の関係機関は、農業経営の組織化を推進していくことになった。農業生産組織ひいては農業生産法人の経営展開に活路を見出し、その設立ならびに育成を後押ししていこうというのがその主たるねらいである。具体的には、以下に記した町独自の支援策がそれに該当する。

まず一九九四年には「農業経営体組織育成事業」が策定された。これは、町内で農業を営む者が生産施設・農業機械の共同購入・共同利用を通じて生産コストの低減を図る農業経営体組織を結成する場合、その費用の半額を補助しようというものである。



ある。これを活用したのが北海道で初めて特定農業法人に認定された農事組合法人伏古生産組合や有限会社協和農産である。

続いて一九九八年には「農業経営基盤拡大支援事業」が策定された。これは、「高齢化や担い手のいない農地の流動化を積極的に進め、意欲的な中核的担い手農家の生産基盤の拡大と経営の維持安定を図るため、農地の取得、賃借をする農業者を支援」しようというものである。要するに、農地取得資金に係る利子助成、および小作料の一部助成となる。いずれも助成期間は三年である。

さらに二〇〇四年には、「産地づくり対策交付金」を基金にして「共同経営体育成助成」を設置し、町内全域を対象にした集落営農の法人化を推進することになった。この助成措置には、

① 認定農業者または水田農業ビ

ジョンで担い手としている農業者が一名以上いること、② 共同化する農業者の水田面積の合計が二〇畝以上となること、③ 法人化の合意がとれていることなどといった要件が設けられているが、これらの要件が満たされれば、その対象者は共同経営を行っている面積に対し一〇アーユル当たり一二、〇〇〇円の助成金が得られることになっている。この成果は徐々に表れており、最近、町内に三つの農業生産法人が相次いで設立された。

以下では、最近設立された農業生産法人ではなく、町が農業経営の組織化の推進を開始した頃からすでに法人化を果たしていた二つの事例を紹介する。先にふれた農事組合法人伏古生産組合と有限会社協和農産がそれぞれである。



3. 農事組合法人伏古 生産組合

1) 設立までの経緯

伏古地区は市街地の北部に位置する。地区の中心から役場までの距離は約3kmで、市街地にほど近い至便な場所にあるが、融雪期が遅く、耕地の大半が湿地で占められているため、土地条件は決して良くない。そのため、土地改良事業が早くから導入され、一九七〇年代前半にはすべての農地の基盤整備が完了した。同時に、第二次構造

地区には稲を作付けしていた農家が二六戸あったが、その全てがこの組織の組合員となっていた。

この組織が法人に改組したのは一九八一年である。その目的は、労災保険の適用、経理の明確化、役員および組合員の役割分担の明確化などを果たすためであった。機械利用組合の機能を維持することにしたので、企業形態は農事組合法人一号法人としている。

しかし、その後、地区では農家数の減少と農地移動の停滞が顕著になり、担い手不在農地の受け皿となる組織の設置が求められるようになった。そこで、法人は一九九一年に再び改組を行って農事組合法人二号法人となり、農地を取得できるようにしている。地区の耕地面積は一六畝となるが、法人はその五三・二%に相当する六一・七畝

表1 農事組合法人伏古生産組合における土地利用の実態

(単位: ha)

		2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年
A. 耕地面積	総計	20.1	20.7	24.2	24.5	29.3	50.6
	うち法人所有地	13.3	12.7	12.0	13.5	12.6	25.2
	うち借地	6.8	8.0	12.2	11.0	16.7	25.4
	うち構成員からの借地						7.6
	うち構成員以外からの借地	6.8	8.0	12.2	11.0	16.7	17.8
B. 作業受託面積		76.1	76.6	72.4	71.7	68.9	48.6
C. 耕作面積 (A+B)		96.2	97.3	96.6	96.2	98.2	99.2
作物別作付面積	水稲(うるち)	68.1	63.3	67.0	65.4	72.3	76.8
	牧草	3.5	3.4	4.4	6.8	5.1	5.3
	大豆	3.9	3.5	1.6	2.3	2.6	2.2
	小麦	11.9	17.0	17.8	16.1	17.0	14.3
	えん麦(地力維持作物)	8.2	9.4	5.7	5.2	0.7	0.6
	野菜等	0.6	0.7	0.1	0.4	0.5	0.0

注1) 農事組合法人伏古生産組合提供資料より作成。

注2) 稲を作付した土地の面積は水張り部分のみカウントしているため、実際の所有地ならびに借地面積とは若干異なる。

注3) 空欄は作付または該当なし。

の土地の耕作に関わっていた。こうした担い手不在農地の利用に関わる取り組みが評価され、一九九七年には次に紹介する有限会社協和農産と共に特定農業法人に認定された。また、一九九八年には、当時、道が設立を推進していた地域連携型法人にも認定された。これにより、補助事業を活用して、クローラートラクター、代掻ロータリー、融雪剤撒布機などを導入することができた。

2) 事業の概況

法人の構成員(組合員)数は九戸、うち役員は五名である。資本金は八八五万円であるが、二〇〇五年に農業生産法人出資育成事業を導入したため、この他、道農業開発公社が現物出資した七・一畝の農地がこれに加わる。

土地利用の状況は表1に示したとおりである。耕地面積(稲を作付した土地の面積は水張り部分のみカウントしているため、実際の所有地ならびに借地面積とは若干異なる)は、二〇〇〇年二〇・一畝、二〇〇一年二〇・七畝、二〇〇二年二四・二畝、二〇〇三年二四・五畝、二〇〇四年二九・三畝、二〇〇五年五〇・六畝で推移している。二〇〇四年までは、毎年、構成員以外からの借地がわずかながら増加していたので、その分、耕地面積の総計も漸増していた。ところが、二〇〇五年には、前記の出資育成事業を通じた七・一畝、それと前役員からの借地七・六畝が加わって、一気に五〇・六畝まで拡大している。一方、作業受託は、水稲ならびに転作作物に係る作業全般にわたって行われている。その実績は、二〇〇〇年七六・一畝

二〇〇一年四六・六鈔 二〇〇二年七二・四鈔 二〇〇三年七一・七鈔 二〇〇四年六八・九鈔 二〇〇五年四八・六鈔で推移している。作業受託から借地への切り替えが増加しているため、受託実績は年々減少傾向にある。所有地と借地が増した二〇〇五年は特に落ち込みが激しかった。なお、これらのうち二〇鈔は隣接する厚生地区の農家からの受託である。したがって、伏古地区の農家からの受託実績はこれを差し引いた二八・六鈔となる。この二八・六鈔に耕地面積五〇・六鈔を足した七九・二鈔が法人が耕作に関わっている地区内の農地ということになる。集落の耕地面積一一六鈔に占めるその割合は六八・二％で、二号法人となった一九九一年の五三・二％と比べると十五ポイントも増加した。

作付作物は大半が水稻とな

以後、法人で生産される米のほとんどは、農薬や化学肥料の投入を抑えたこの制度に適合したものととなっている。いずれにせよ、酒米やクリーン農産物の生産は、一般の農産物との差別化を図る取り組みとして注目に値する。

4. 有限会社協和農産

1) 設立までの経緯

協和地区は伏古地区のさらに北に位置する山間の稲作地帯である。また、南北に愛別川が縦断し、その支流となるパンケ川が北部の山麓で合流する沢地帯でもある。農地は主にこれら二つの河川に沿って形成されているが、その大半は排水不良であり、しかも融雪期が遅いといっ

た影響を受けるため、良い条件を備えているとはいえない。それゆえ、本地区は担い手の流出による農家数の減少とそれに伴う耕地面積の減少が進行している。これらの推移を記すと、農家数は一九七〇年八六戸 一九八〇年五四戸 一九九〇年四八戸 二〇〇〇年三六戸、耕地面積は一九七〇年三〇四鈔 一九八〇年二九四鈔 一九九〇年二八七鈔 二〇〇〇年二七九鈔となる(二〇〇五年のデータは未公表)。減少が著しいのは農家数の方である。

協和地区には伏古地区同様、機械共同利用組織があった。道営基盤整備事業と二次構を活用して一九七四年に設立された協和地区機械利用組合がそれである。その組合員は、比較的平坦な土地に位置する協和一(二区に属する二六戸の農家で構成されていた。山間かつ上流域に位



置するため、効率的な機械利用が望めない協和三丁五区の農家はこれに加わらなかつた。

この組織の功績は、組合員の費用ならびに労力負担の軽減に貢献したことにある。しかし、反面で労力負担の軽減は、夫婦二人で出役すれば稲作が成立するといった条件を生みだし、後継者の流出を促進させてしまった。この問題が指摘されはじめたのは一九九〇年頃であるが、当時、後継者の定着が見込めるとしていた組合員はわずか七戸に過ぎなかつたという。

こうした中、後に法人の代表となるA氏（六九才）をはじめとした九人の組合員が営農継承システムの設立を前向きに検討するようになった。そして、地区内の農地の保全に関する全戸参加による農業生産法人の設立を提起したのである。その後、

役員報酬や給与のあり方に納得

できず、この構想から手を引いた組合員が出現したため、全戸参加型の集落ぐるみ法人の設立はあきらめざるを得なくなつた。

しかし、農地保全に関わる法人の必要性を感じていた組合員は依然として六戸存在していた。そこで、これら法人化に賛同する六戸の組合員が構成員となつて、地区の営農継承と農地保全を果たす農業生産法人を設立することにしたのである。こうして、一九九七年四月、有限会社協和農産は設立された。資本金は、設立当初、各構成員が五〇万円ずつ出資したので三〇〇万円となつていたが、伏古生産組合同様、二〇〇五年に農業生産法人出資育成事業を導入したので、現在、道農業開発公社が現物出資した九・四鈔の農地がこれに加わることになる。

また、これも伏古生産組合と同じであるが、法人は所属する

表2 有限会社協和農産における土地利用の実態

(単位: ha)

		2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年
A. 耕地面積	総計	26.1	31.3	34.8	41.3	44.8	48.6
	うち法人所有地	8.8	10.4	10.4	10.4	8.2	21.2
	うち借地	17.3	20.9	24.4	30.9	36.6	27.4
	うち構成員からの借地	10.7	10.7	10.7	15.2	11.1	9.5
	うち構成員以外からの借地	6.6	10.2	13.7	15.7	25.5	17.9
B. 作業受託面積		114.3	109.0	118.2	111.7	109.6	107.7
C. 耕作面積 (A+B)		140.4	140.3	153.0	153.0	154.4	156.3
作物別作付面積	水稲 (もち)	73.0	86.1	85.0	83.6	87.2	87.4
	牧草	59.4	45.0	45.0	45.6	42.8	40.0
	大豆	3.0	3.8	5.0	2.1	0.7	2.0
	そば			10.0	9.6	10.7	8.4
	えん麦 (地力維持作物)	5.0	5.4	8.0	12.1	13.0	11.9
	デントコーン						6.7

注1) 有限会社協和農産供資料より作成。
 2) 空欄は作付または該当なし。

2) 事業の概況

改善団体(そのエリアは機械利
 用組合の組合員が属していた協
 和一〇二区だけでなく、協和三
 〇五区も含む)の耕地面積二七
 九・四〇の過半近くに相当する
 一〇一六・二〇の農地に関与して
 いたことが評価され、一九九七
 年に特定農業法人、一九九八年
 に地域連携型法人にそれぞれ認
 定されている。地域連携型法人
 に認定されたことでロータ
 リー、クローラートラクターの
 購入費用の半額補助を受けてい
 るが、前記の農業経営体育成事
 業(町単独)でもその半額補助
 が認められたので、法人は負担
 なしでこれらの機械を導入でき
 た。この他、ウイングハロー、
 溝切り機、融雪剤撒布機、ロー
 ルベラー等も補助事業を活用
 して導入している。

前記のとおり、構成員は設立
 当初六名であったが、二〇〇〇
 年に高齢を理由に一名が脱退、
 二〇〇三年に元従業員の息子一
 名が加入、二〇〇四年に高齢を
 理由に一名が脱退、二〇〇六年
 に前代表が高齢を理由に脱退と
 いった変動があったため、現在
 四名となっている。代表を務め
 るのは設立時から構成員だった
 B氏(五一才)である。この他、
 一四名の従業員が法人の作業に
 携わる。

土地利用の状況については表
 2に示している。耕地面積(伏
 古生産組合同様、実際の所有地
 ならびに借地面積とは異なる)
 は、二〇〇〇年二六・一〇、二
 〇〇一年三一・三〇、二〇〇二
 年三四・八〇、二〇〇三年四一
 ・三〇、二〇〇四年四四・八〇

二〇〇五年四八・六 鈔と漸増 六・六 鈔 二〇〇五年二七・四 鈔)。

傾向にある。ただし、その内訳は構成員数が変動するたびに變化している。まず構成員の加入があった二〇〇三年には、構成員からの借地が増加した(二〇〇二年一〇・七 鈔 二〇〇三年一五・二 鈔)。続く二〇〇四年には、構成員の脱退により法人所有地(二〇〇三年一〇・四 鈔 二〇〇四年八・二 鈔)と構成員からの借地(二〇〇三年一五・二 鈔 二〇〇四年一一・一 鈔)が減少し、これらが法人に貸与されたため構成員以外からの借地が増加した(二〇〇三年一五・七 鈔 二〇〇四年二五・五 鈔)。そして二〇〇五年には、二〇〇二年から二〇〇四年にかけて急増した借地の一部を購入したため法人所有地が増加した(二〇〇四年八・二 鈔 二〇〇五年二一・二 鈔)、それに伴い借地が減少した(二〇〇四年三

作付作物は水稻と牧草が主体となる。作付面積は、前者が七〇〇九〇 鈔、後者が四〇〇六〇 鈔で推移している。これらの他、大豆やそばなども作付されているが、面積はそれほど多くない。そもそも本地区は積算温度が低い山間地に位置するため、牧草以外の作物を作付しても安定した収量が見込めない。そのため、

5. 愛別町における 法人経営の到達点と 今後の課題

冒頭に記したように、愛別町は一九九〇年代以降、農業経営の組織化を推進してきた。もはや農家だけでは地域農業の継承と農地の保全を果たすことが困難になりつつあるので、このような機能を有する組織を各地区に設置するよう農家に働きかけてきたのである。組織の形態は、経営継承が容易で、社会的信用が得られ、したがって助成制度も受けやすく、税制面での優遇措置もある農業生産法人が望ましいとしている。

この方針は今も変わっていない。前記のとおり、町は二〇〇四年に「産地づくり対策交付金」を基金とした「共同経営体育成助成」を策定するなど、法

人支援策の拡充を図っている。

また、二〇〇二年には、町、農協、普及センター、農業委員会が町の農業振興について協議する場となる農業振興センターを設置し、センター名義による経営体育成計画を策定した。この計画の重点が、集落営農、共同化、法人化による担い手育成におかれている。さらに、二〇〇五年には、町と農協が共同で「愛別町農業振興計画」（平成一七～二二年の五カ年計画）を策定しているが、その柱の一つが法人をはじめとした組織経営体の育成と集落営農の推進となっている。

なお、前記のとおり、これらの成果は徐々に表れてきている。事実、最近になって町内に三つの農業生産法人が相次いで設立された。以下に、これらの概略を簡単に記しておこう。

① 有限会社美土里（みどり）

設立年次…二〇〇三年
地 区…中央

構成員数…二（中央一、豊里一）

主な作付作物…水稻、アスパ

ラ、小麦、大豆、デント

コーン

② 有限会社実来い農園（みらいのつえん）

設立年次…二〇〇五年

地 区…中央

構成員数…三

主な作付作物…水稻、野菜

（トマト、アスパラ）

③ 有限会社北の恵み（きたのめぐみ）

設立年次…二〇〇六年

地 区…中央

構成員…三

主な作付作物…水稻、野菜

このように法人化の推進は順

調である。ただし、これらの法人は米価下落などの影響により、収益の向上を果たすのに一苦労している。本稿で紹介した二法人の二〇〇五年度における経営収支は、伏古生産組合が八二万円、協和農産が三九四万円であった。いずれも赤字であるものの、収益は決して多いとは言えない。そこで、伏古生産組合は酒米やクリーン農産物、協和農産はスイートコーンをはじめとした野菜の生産を開始した。すなわち高収益作物の導入である。最近設立された法人がいずれも野菜を基幹作物としているのは、このような先例に倣った結果であろう。

収益ひいては所得の向上のためには、この他、作業の効率化なども求められよう。しかし、山間地に代表される条件不利地域においてこれを円滑に果たしていくのは難しい。愛別町もこ

(社)北海道地域農業研究所

専任研究員 井上誠司





研究会・研修会等への
報告者・講師の派遣
(平成十八年十月
十二月)

平成18年度地域農業確立検討会
主催…(独法)北海道農業研
究センター
とき…平成18年11月1日
テーマ…品目横断的経営所得安
定対策のもとでの大規
模畑作農業の展開
報告…黒澤不二男
(当研究所・常務)

平成18年度北海道農村生活研究
大会
主催…北海道農村生活研究会

とき…平成18年11月11日
テーマ…地産地消・食育と農業
・農村の活性化
コーディネーター…黒澤不二男
(当研究所・常務)

農業問題研修会
主催…ひつじの会(滝川市)
とき…平成18年11月11日
テーマ…消費者の求める農業と
は
コーディネーター…太田原高昭
(当研究所・所長)

地域開発計画管理Ⅱ
主催…(独法)国際協力機構
北海道支所(札幌)
とき…平成18年11月12日
テーマ…農協の仕組みと制度
講義…奈良孝一
(当研究所・研究部長)

道立農業大学校公開講座「地域
セミナー」
主催…道立農業大学校
とき…平成18年11月16日

テーマ…地域農業の担い手育成
方策
講義…黒澤不二男
(当研究所・常務)

地産地消シンポジウム
主催…北海道農政部
とき…平成18年11月30日
テーマ…地産地消に向けた直売
所の果たす役割
コーディネーター…黒澤不二男
(当研究所・常務)

J A美瑛集落代表者研修会
主催…J A美瑛
とき…平成18年12月4日
テーマ…品目横断的政策の影響
と産地としての対応
講演…黒澤不二男
(当研究所・常務)

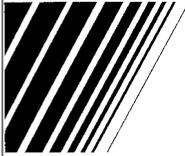
オホーツク管内J A理事・監事
研修会
主催…北農中央会北見支所
とき…平成18年12月5日
テーマ…経営所得安定対策下の

畑作農業展開と農協の
対応
講演…黒澤不二男
(当研究所・常務)

ニューリーダー養成研修
主催…北海道立農業大学校
とき…平成18年12月6日
テーマ…経営実態調査の重要性
講義…奈良孝一
(当研究所・研究部長)

しみずパワーアップセミナー
主催…清水町営農対策協議会
とき…平成18年12月8日
テーマ…品目横断的経営安定対
策と今後の地域農業
講演…黒澤不二男
(当研究所・常務)

まくべつ農村アカデミー
主催…幕別町農業振興公社
とき…平成18年12月12日
テーマ…地産地消と十勝の野菜
講義…黒澤不二男
(当研究所・常務)



DATA FILE

関連事項 / DATA

(独) 日本学術振興会

〒102 8471

東京都千代田区一番町 6 番地

☎ 03 3263 1172

FAX 03 3221 2470

HP: <http://www.jsps.go.jp/>

愛別町

〒078 1492

上川郡愛別町字本町179番地

☎ 01658(6)5111(代)

FAX 01658(6)5110

HP: <http://www.town.aibetsu.hokkaido.or.jp/>

愛別町農業協同組合

〒078 1495

上川郡愛別町字本町125番地

☎ 01658(6)5311(代)

FAX 01658(6)4197

(社) 北海道地域農業研究所

〒060 0004

札幌市中央区北 4 条西 7 丁目 1

☎ 011(281)2566

FAX 011(281)2707

HP: <http://www.chiikinouken.or.jp>

平成18年度就農アドバイザー会議

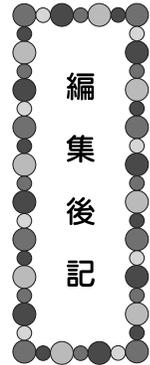
主催：(社)北海道農業担い手育成センター

とき：平成18年12月20日

テーマ：地域における就農支援の体制

報告：黒澤不二男

(当研究所・常務)



編集後記

・平成19年も北海道農業にとつて、国際交渉特にオーストラリアとのFTA・EPA交渉の行えが大きな注点となっています。影響は甚大であり北海道経済・農業を守るために農業界のみならず行政を含めオール北海道挙げての運動が必要となっています。

また、本年からスタートする米の新需給調整システムへの移行・品目横断的経営安定対策等農政改革に関してもJAGグループ挙げて精力的に取り組むことが求められています。

いづれにしても、災害のない豊穰の秋を迎えられるのを期待しています。

・新年早々全国各地で汚職・イジメ・殺人事件が多発しています、事件の原因としては格差の拡大等社会のヒズミからくるものが多数

を占めています。暗い事件の少ない世の中「穏やかな日本」を目指して、政治家のみならず私たちひとりひとりが知恵をしぼる必要があるのではないのでしょうか。

・受験シーズン到来 センター試験に始まり高校・大学の入学試験が幕を切って下ろされました。受験生をもつ親として本人ととも頭の痛い時期、体調を整え普段の力を全力で発揮すれば結果はついてくる！(親のはかない期待かも)

エーコープ
くみあい 高度化成肥料

くみあい 粒状配合(BB)肥料



稔りある大地とともに
ホクレン肥料株式会社

代表取締役社長 藤田 久雄

札幌市中央区北4条西1丁目1番地(北農ビル18F)

TEL 代表 (011) 222-2444
FAX (011) 232-3597



FUJI PRINT Co.,Ltd.

当社はおお客様の夢を実現するために、
創造力と技術力を常に前進させ続けています。
お客様の夢を当社にお聞かせ下さい。
少しでも夢が現実のものになっていくように
我々は努力します。



デザインから印刷・製本まで
一貫した社内体制で、
それぞれのニーズにお応えします

富士プリントはさまざまな印刷に対応

営業品目

- 定期刊行物 ● 商業印刷物
- 頁物印刷物 ● 記録印刷物
- フォーム印刷物 ● 情報処理加工

附帯サービス

煩わしい印刷物の梱包・発送作業を当社がお客様に代わって致します。

- 封筒入れ ● タックシール貼り
- 仕分作業
- 宅配便・郵便局・コンテナ手配 等

当社は2001年9月3日付で品質マネジメントシステムの国際規格であるISO9001/2000年版の認証を取得しました



富士プリント株式会社

〒064-0916

札幌市中央区南16条西9丁目

TEL.011-531-4711

FAX.011-530-2549

URL <http://www.fujiprint.co.jp/>

施工費

税込 **78,750** 円/ha ~ **128,100** 円/ha

(平成19年度公社NEWリフレッシュ事業標準施工費)

補助事業で対象とならない草地の更新

2ヶ年分割施工もOK

資材は農家の皆さんで用意

散布する種子や肥料・土壌改良材・作業内容もあなたが選択できます。



公社 NEW リフレッシュ事業

あなたの草地更新をお手伝いします。



財団法人 北海道農業開発公社

本 所 〒060-0005 札幌市中央区北5条西6丁目1番23
TEL (代表) 011-241-7551 FAX 011-271-3776
ホームページ <http://www.adhokkaido.or.jp>

詳しくは農協または各支所へお問い合わせください。

- 道央支所 〒068-0025 岩見沢市5条西5丁目2番地1 空知農業会館
TEL 0126-23-2178 FAX 0126-23-4260
- 道南支所 〒040-0015 釧路市栄川町1番6号 日産ビル
TEL 0138-55-3005 FAX 0138-55-3191
- 日胆支所 〒053-0021 苫小牧市若原町5丁目5番3号 日胆農業会館
TEL 0144-32-8171 FAX 0144-32-3215
- 十勝支所 〒080-0013 帯広市西3条南7丁目14番地 農協ビル
TEL 0155-24-0254 FAX 0155-24-0261

- 釧路支所 〒085-0018 釧路市黒金町12丁目10番地 釧路農業会館
TEL 0154-22-1538 FAX 0154-25-4798
- 根室支所 〒086-1006 根室市中根室町南6条南1丁目2番地 根室農業会館
TEL 01537-2-3296 FAX 01537-3-2080
- 北見支所 〒090-8650 北見市とん田町817番地 北見農業会館
TEL 0157-25-2828 FAX 0157-25-9188
- 上川支所 〒070-0020 旭川市宮下町14丁目1号 上川農業会館
TEL 0168-25-2813 FAX 0168-26-3484
- 道北支所 〒097-0001 滝川市末広4丁目2番31号 宗谷農業会館
TEL 0162-33-3321 FAX 0162-33-7338